

温故二十六号

唐狂打漬目帳摺

須佐郷土史研究会



唐船絵図の一部（写本：近藤安弘氏所蔵）

はじめに

温故26号をお届けします。

この号では享保11年〔1726〕に唐船が須佐湾に入り、それを討ち潰した当時の大事件を記録した古文書を取り上げました。今から287年前のことですが、この事件に関連するいくつかの古文書が残されており、既に解説されたものもあります。私たちが今回、温故で取り上げた古文書は須佐歴史民俗資料館に保存されたもので、多くの資料の中の一つとしてみなければならぬと思います。

まずここで「唐船」というのは唐の船ということではなく、中国船あるいは中国船風の船のことを表したものです。当時、鎖国政策が厳しくなった時代に運悪く中国の船（実はベトナムの船）が台風のような風のため、須佐まで流されて湾内に入って来たために起こった事件だと思います。いずれにしても、珍しい大事件で近郷から多くの見物人が、また浜田藩からも視察調査に来るなどしています。

「唐船打潰日帳扣」を読むと事件当時、萩隊・須佐隊が船から大筒・小筒で打ち掛けても、当時の火力は威力が乏しくて唐船のひるむ様子が見えなかったようです。須佐隊は萩本藩の指揮下で焼草船を唐船に近づけて焼き討ちを仕掛けたり、切り込み隊を結成したり、色々と作戦を練った事が分かります。しかしいずれもあまり効果が上がらず、結局一人の勇敢な漁師が船に取りついて木製の梶を鋸で切り取ったので、唐船は航行不能となり自ら船に火を放ち自沈したようです。

太平の徳川の世の中で戦い慣れしていなかった萩藩兵や須佐兵が唐船一隻を相手に五日間も悪戦苦闘、右往左往した事は益田

家にとつても萩藩にとつても大きな衝撃だったと思われます。その後、軍制改革が何度も行われ、その文書がいくつか残されている事からもそれが分かります。

温故8号に須佐の唐人墓―唐船打攘事件始末―が掲載されています。この論文は吉積久年（当時山口県文化課文化専門員）氏が須佐の唐人墓について詳しく調査され発表されたものです。その最後に「唐船が最終的に焼没した平島の東の海底に、戦後まで竜骨が沈んでいるのがまだ認められたという。が昭和25年のキジア台風襲来後見られなくなったという」記事があります。本号と比べて読んでいただくと一段と興味深く読み取っていただけると思います。

東京部会から「益田丹後就恭代異船打攘手当寛政四年之定」を初め数点の資料をいただいておりますが、本号に掲載できなかつたことをお許しください。

解説にご協力いただきました須佐古文書を読む会・東京部会の皆様には格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成二十五年四月

須佐郷土史研究会

凡例

- 一 ①読解文は可能な限り原文の字体を尊重し、句読点と思われる箇所は一字あけ、11ポイントとしました。ただし、異体字等の一部は現行のものに改めました。②読み下し文例は10ポイントで現行のもの（人名は原文のまま）に改めました。特に地名や読みづらい文字にはふりがなをつけ、意味不明の文字はそのまま残して「ママ」・「カ」とルビをふり、明らかな誤字あるいは脱漏と認められる箇所には（ ）を用いて補正しました。また判読不能文字や虫食いについては□・□（カ）としました。
- 二 年号は、享保十一丙午〔1726〕のように、その他は白八ツ時（午後二時）のようにしました。
- 三 註は8ポイントでページ末尾に掲げました。

目次

唐船打漬日帳扣・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
唐船打漬無滞相濟候二付従大公儀并公儀萩衆江御賞美附立・・	P 31
公儀〆御内輪江御沙汰之覚・・・・・・・・	P 49

資料提供

唐船打漬日帳扣（萩市須佐歴史民俗資料館）

唐船打漬無滞相濟候二付従大公儀并公儀萩衆江御賞美附立（萩市須佐歴史民俗資料館）

公儀と御内輪江御沙汰之覚(川口市 増野 亮氏・須佐郷土史研究会東京部会)

参考文献

- ・用字用語古文書の読み方(1984年7月 柏書房株式会社) ・実例古文書判読入門(昭和63年1月 株式会社名著出版)
- ・実例古文書判読演習(昭和59年8月 株式会社名著出版) ・くずし字用例辞典普及版(昭和56年11月 株式会社近藤出版社)
- ・新大字典普及版(1993年3月 株式会社講談社) ・古文書用語辞典(1993年7月 柏書房株式会社)
- ・須佐町の碑石と碑文(1993年7月 須佐町教育委員会) ・歴史手帳2010(2009年11月 株式会社吉川弘文館)
- ・山口県地方史研究第五八号別冊 須佐の唐人墓―唐船打攘事件始末―(昭和62年10月 山口県地方史研究会)
- ・萩市の文化財(2008年3月 萩市建設部文化財保護課) ・面白いほどよくわかる江戸時代(平成15年10月 株式会社日本文芸社)
- ・第五版広辞苑・逆引き広辞苑(株式会社岩波書店 IC DICTIONARY SL-LT3)
- ・歴史読本 例解・旧暦新暦対照表(1974年6月 歴史ペンクラブ編) ・温故8号(昭和63年 須佐町郷土史研究会)
- ・長州藩の家臣団 萩藩の家臣団と禄高(ウィキペディア フリー百科事典)

唐船打潰日帳扣

唐船打潰日帳控

享保拾一丙午八月七日 豊瀉海人共高山崎にて終日
獵二居候處 北之方江當大筒・鉄砲之音両度いたし候
近寄見候得者唐船二て御座候 江崎之津江入可申哉
高山崎迄漂流仕候由 七日白八ツ時過二注進仕候 夫も
江崎御在番所伊藤半左衛門殿江右之趣注進有之 尤
萩江茂注進之飛脚之沙汰有之候 即時有福吉兵衛・
御船頭大賀傳兵衛為見分沖被差出候 組頭小原勘右衛門・
松原与一兵衛兩人江茂御觸有之 尤御附之者侍式人・具足

P 1

唐船打潰日帳扣

享保拾一丙午八月七日 豊瀉海人共高山崎にて終日
獵二居候處 北之方江當大筒・鉄砲之音両度いたし候
近寄見候得者唐船二て御座候 江崎之津江入可申哉
高山崎迄漂流仕候由 七日白八ツ時過二注進仕候 夫も
江崎御在番所伊藤半左衛門殿江右之趣注進有之 尤
萩江茂注進之飛脚之沙汰有之候 即時有福吉兵衛・
御船頭大賀傳兵衛為見分沖被差出候 組頭小原勘右衛門・
松原与一兵衛兩人江茂御觸有之 尤御附之者侍式人・具足

【読み下し文例】

唐船打（討）潰日帳控

享保十一丙午（1726）八月七日、豊瀉海人ども高山崎にて終日獵（漁）に居り候處、北の方へ当たり大筒・鉄砲の音両度いたし候。近寄り見候えは唐船にて御座候。江崎の津へ入り申すべきや高山崎まで漂流仕り候由、七日白八ツ（午後二時）時過ぎに注進仕り候。それより江崎御在番所伊藤半左衛門殿へ右の趣注進これあり。もつとも萩へも注進の飛脚の沙汰これあり候。即時有福吉兵衛・御船頭大賀傳兵衛見分のため沖差し出られ候。組頭小原勘右衛門・松原与一兵衛兩人へも御觸れこれあり。もつとも御附の者侍二人・具足

【註】

- 註1 豊瀉海人 まてかた地区の漁師。一本釣漁又は瀬海漁を営む。唐船絵図参照。
- 註2 高山崎 高山（標高約532m）麓、沖浦御崎（灯台あり）のことか？。
- 註3 大筒 大砲。火砲。↓小筒。
- 註4 両度 二度。唐船が空砲を撃ったのか。
- 註5 唐船 中国から来る船。外国船。中国風の船。
- 註6 江崎 山口県北端の町。北前船の寄港地として栄えた町で須佐とは約8km離れた隣町。
- 註7 津 船舶の碇泊する所。ふなつき。港。
- 註8 注進 事変を注して上に申し進めること。大事や事件を急いで報告すること。
- 註9 江崎御在番所 萩藩の役人が勤務した所。須佐は益田家の領地、江崎は萩藩の直轄地。

箱持一人・道具持・挾箱持上下七人・御土居
 迄罷出候。打方之者下兩組方罷出候。小原勘右衛門組緒
 方弥左衛門・奥山四郎右衛門・増野角之允・草野仁左衛門・松
 原文左衛門組野村喜兵衛・城一小右衛門・石川十右衛門・梅
 津左衛門・荻野太兵衛・大谷半右衛門・波田与一右衛門・大
 谷孫右衛門・勘右衛門組奥山九右衛門・大谷角兵衛・下孫兵
 衛 以上打方拾五人
 尤組頭御附之侍分江茂鉄砲老丁宛 組頭兩人茂
 自分持筒 打方松五艘 老艘江三人乗一手之松印を
 立御紋之高提灯老丁宛用意相成候 夜二入六ツ時 有福

P 2

箱持老人・道具持・挾箱持上下七人 兩人共御土居
 迄罷出候 打方之者下兩組方罷出候 小原勘右衛門組緒
 方弥左衛門・奥山四郎右衛門・増野角之允・草野仁左衛門 松
 原文左衛門組野村喜兵衛・城一小右衛門・石川十右衛門・梅
 津左衛門・荻野太兵衛・大谷半右衛門・波田与一右衛門・大
 谷孫右衛門 勘右衛門組奥山九右衛門・大谷角兵衛・下孫兵
 衛 以上打方拾五人
 尤組頭御附之侍分江茂鉄砲老丁宛 組頭兩人茂
 自分持筒 打方松五艘 老艘江三人乗一手之松印を
 立御紋之高提灯老丁宛用意相成候 夜二入六ツ時 有福

【読み下し文例】

箱持一人・道具持・挾箱持上下七人、兩人ども御土居まで罷り出候。
 打ち方の者下兩組より罷り出候小原勘右衛門組緒方弥左衛門・奥山
 四郎右衛門・増野角之允・草野仁左衛門、松原文左衛門組野村喜兵
 衛・城一小右衛門・石川十右衛門・梅津左衛門・荻野太兵衛・大谷
 半右衛門・波田与一右衛門・大谷孫右衛門、勘右衛門組奥山九右衛
 門・大谷角兵衛・下孫兵衛、以上打ち方十五人。もつとも組頭御付
 の侍分へも鉄砲一丁宛、組頭兩人も自分持筒。打方船五艘、一艘へ
 三人乗り一手の船印を立て御紋の高提灯一丁宛用意相成り候。夜に
 入り六ツ時（午後六時）有福

【註】

- 註1 挾箱 外出に際し具足や着替用の衣服などを中に入れ、棒を通して従者に担がせた箱。
- 註2 御土居 中世、集落の周囲に防禦のためにめぐらした土塁。転じて土豪の屋敷。須佐益田館のことで領内の政治をつかさどった所。現在は須佐歴史民俗資料館別館として活用されている。この別館は明治七年（1874）に建築されたもので、萩市文化財に指定されている。
- 註3 船印 船舶の所有者・乗り手などを示す標識。幕府や大名の船は帆に家紋を書いた。
- 註4 高提灯 長い竿の先につけて高く上げるようにこしらえた提灯。

吉兵衛大賀傳兵衛沖と罷帰 唐船茂只今西の方
 江碇を入懸り居候通注進申候 江崎も伊藤半左衛門殿
 夜五ツ前御越 須山市右衛門所宿故 勘右衛門・与一兵衛儀
 即時参 何か唐船打払一儀談合相済 夫を御土居江引
 取 萩方之御物音次第討払之沙汰相成答二御座候故 一
 先兩人とも二宿罷下り居候事

一 翌八日朝五ツ時 半左衛門殿唐船為見分沖被罷出候 各儀茂
 御同船にて沖罷出候節 沖も唐船只今碇を取 出帆
 仕候様二相見江候通注進申候故 指急大くり崎迄参候へハ

P 3

【読み下し文例】

吉兵衛・大賀傳兵衛沖より罷り帰り、唐船も只今西の方へ碇を入れ懸り居り候通り注進申し候。江崎よりも伊藤半左衛門殿夜五ツ（午後八時）前御越し。須山市右衛門所宿ゆえ、勘右衛門・与一兵衛儀即時参り、何か唐船打（討）ち払い一儀談合相済み、それより御土居へ引き取り萩よりの御物音次第討ち払いの沙汰相成る答に御座候ゆえ、一先兩人ともに宿罷り下り居り候事。

翌八日朝五ツ（午前八時）時、半左衛門殿唐船見分のため沖罷り出られ候。各儀も御同船にて沖罷り出候節、沖より唐船只今碇を取り出帆仕り候様に相見え候通り注進申し候ゆえ、指（至）急大くり崎まで参り候へば、

（註）

- 註1 西の方 高山崎より西。須佐港に近い所に碇を入れているが、その場所は不明。須佐の唐人墓―唐船打獲事件始末―によれば「黒島の西方に碇をおろす」旨を報告している。唐船絵図参照。
- 註2 談合 話し合うこと。談じ合うこと。相談。
- 註3 物音 知らせ・指示カ。萩からの知らせにより討ち払いの指図がされる筈。
- 註4 大くり崎 現在は黒岩のハナと称する。唐船絵図参照。

唐船内海江参り候故 入津仕候而者如何ニ候条 面々
 扇子を以沖江出候へと手真似いたし候へ共 唐船出帆
 不申即時入津 中嶋西之方江碇を入 夫右竹竿江
 書翰を拵招申候 半左衛門殿ニ茂此松ケ様ニ碇を入候てハ
 取早其分ニ難差置候 乍此上者後之計略畧之堂免
 二茂可相成候条 書翰取寄見可申候由にて 手子
 佐伯弥三左衛門へ請取候様ニと半左衛門殿被仰 唐船より
 書翰請取見申候處ニ 此松長崎江参り候節 難風ニ漂
 流仕到貴嶋候 船中無水別而迷惑仕候通ニ候 半左衛門殿

P 4

唐船内海江参り候故 入津仕候而者如何ニ候条 面々
 扇子を以沖江出候へと手真似いたし候へ共 唐船出帆
 不申即時入津 中嶋西之方江碇を入 夫右竹竿江
 書翰を拵招申候 半左衛門殿ニ茂此松ケ様ニ碇を入候てハ
 取早其分ニ難差置候 乍此上者後之計略畧之堂免
 二茂可相成候条 書翰取寄見可申候由にて 手子
 佐伯弥三左衛門へ請取候様ニと半左衛門殿被仰 唐船より
 書翰請取見申候處ニ 此松長崎江参り候節 難風ニ漂
 流仕到貴嶋候 船中無水別而迷惑仕候通ニ候 半左衛門殿

【読み下し文例】

唐船内海へ参り候ゆえ、入津仕り候ては如何に候条、面々扇子を以て沖へ出候へと手真似いたし候へども、唐船出帆申さず即時入津、中嶋西の方へ碇を入れ、それより竹竿へ書翰を拵招（拵み招き）申し候。半左衛門殿にもこの船か様に碇を入れ候ては最早その分に差し置き難く候。この上乍ら後の計略のためにも相成るべく候条、書翰取り寄せ見申すべく候由にて（候。地下カ）手子佐伯弥三左衛門へ請（受け）取り候様にと半左衛門殿仰され、唐船より書翰請（受）け取り見申し候処に、この船長崎へ参り候節、難風に漂流仕り貴嶋に到り候。船中水なく別して迷惑（困惑カ）仕り候通りに候。半左衛門殿

【註】

- 註1 中嶋西の方 唐船絵図参照。
- 註2 書翰 筆で書いた文書。手紙。
- 註3 拵招 不明。拵招カ。竹竿へ書翰をさしはさんで渡そうとしたのである。
- 註4 由・・・とのこと。前出P1。
- 註5 地下 ジゲ。須佐ではその地のことをジゲという。佐伯弥三左衛門は須佐の人で、伊藤半左衛門に手子（手伝い）したのか？
- 註6 見申し 唐船から「長崎への途中遭難しここへ来た。船に水無く特に困っている」とある。本当に困っていたかもしれないが、鎖国時代に寄港地以外に立ち寄った不運な事件である。後に天保八年（1837）豊後魂のため唐人墓として碑「三界方董」が中島近くの大越に建てられた。唐人の埋葬地は不明。
- 註7 貴嶋 日本が中国に対し極小であるために「嶋」といったのか？

唐船江指返候 積荷相尋候處 繻子・段子其外
 申候故 入披見二候由二て差出候 則真牌書写又
 筆談仕候處二唐人も委細書附差出候 真牌所持
 政所御判物所持申候哉 此段相尋度由 友哲へ被申候へハ
 被仰候者 唐人へ之間ケ条何之船二而有之候哉 長崎
 早委細唐船江取遣仕趣 萩江茂注進可申候 左候ハ、
 品川友哲呼寄筆談させ可申之由二て 老寄中江申遣
 即時友哲罷出候故 唐人之書翰友哲へ口せ 半左衛門殿
 被仰候者 唐人へ之間ケ条何之船二而有之候哉 長崎
 早委細唐船江取遣仕趣 萩江茂注進可申候 左候ハ、
 品川友哲呼寄筆談させ可申之由二て 老寄中江申遣
 即時友哲罷出候故 唐人之書翰友哲へ口せ 半左衛門殿

P 5

被仰候者 ケ様参り懸り候てハ縦拙者不作廻二相成候共 取
 早委細唐船江取遣仕趣 萩江茂注進可申候 左候ハ、
 品川友哲呼寄筆談させ可申之由二て 老寄中江申遣
 即時友哲罷出候故 唐人之書翰友哲へ口せ 半左衛門殿
 被仰候者 唐人へ之間ケ条何之船二而有之候哉 長崎
 早委細唐船江取遣仕趣 萩江茂注進可申候 左候ハ、
 品川友哲呼寄筆談させ可申之由二て 老寄中江申遣
 即時友哲罷出候故 唐人之書翰友哲へ口せ 半左衛門殿

【読み下し文例】

仰され候は、か様参り懸り候てはたとい拙者不作廻に相成り候とも、
 最早委細唐船へ取り遣わし仕る趣、萩へも注進申すべく候。左候は
 品川友哲呼び寄せ筆談させ申すべしの由にて、老寄中へ申し遣わ
 し、即時友哲罷り出候ゆえ、唐人の書翰友哲へ見せ、半左衛門殿仰
 され候は、唐人への間ケ条何の船にてこれあり候や、長崎政所御判
 物所持申し候や、この段相尋ねたき由、友哲へ申され候へば、筆談
 仕り候處に唐人より委細書付差し出し候。真(信)牌所持申し候ゆ
 え、披見に入れ候由にて差し出し候。則真(信)牌書き写し又唐船
 へ指し返し候。積荷相尋ね候處、繻子・段(懸)子その外

【註】

- 註1 品川友哲 希明。事件の数年後、益田元道により武士の子弟教育のため須佐青英館が開校され、その初代館長となる。元文三年(1738)歿。51才
- 註2 筆談 用件を互いに文字に記して伝え合うこと。
- 註3 老寄 年寄。武家の政務に参与した重臣。ここは益田家の重臣。
- 註4 長崎政所 江戸時代、長崎奉行の政務、庶務をつかさどった役所。
- 註5 判物 ハンモノとも。書判(かきはん)のある物の意。室町時代以降、將軍・大名などが下の者に宛てた文書で、花押(かおし)のあるものの總稱。
花押 花字の押字の意。署名の下に書く判、書判ともいい、中世には判・判形(はんぎょう)と称した。
- 註6 信牌 長崎来航の中国船にあらじめ交付された貿易許可書。正徳新例に際して創設。唐通事が発行。長崎通商照票。1715〜1861まで発行、来航数を30艘に制限した。

卷物色々・沙糖・鉛・葉種之類にて候 唐人四十二人乗りの
 由に候。又唐人商買も国法次第に相成るの由申し候。それより人質
 指し出し候様に申し掛け候えば、国法と御座候時は何分にも相心得
 候由にて、兩人差し出し候に付、此方伴(番)船へ乗せ一同に罷り
 帰り、唐船へも番船付け置かれ候。左候て半左衛門殿より萩へも右
 の趣。白七ツ(午後四時)前に御仕出(出立)これあり候ゆえ、勘右衛門・与
 一兵衛儀は打ち方人数召し連れ。即時白七ツ時分より唐船見合わせ
 として沖罷り出候。同日夜に入り萩より物頭衆六ツ(午後六時)過ぎ
 に参られ候由申し来たり候ゆえ、各兩人沖より罷り帰り、即時物頭
 衆・御目付衆旅

【読み下し文例】

卷物色々・沙(砂)糖・鉛・葉種之類にて候。唐人四十二人乗りの
 由に候。又唐人商買も国法次第に相成るの由申し候。それより人質
 指し出し候様に申し掛け候えば、国法と御座候時は何分にも相心得
 候由にて、兩人差し出し候に付、此方伴(番)船へ乗せ一同に罷り
 帰り、唐船へも番船付け置かれ候。左候て半左衛門殿より萩へも右
 の趣。白七ツ(午後四時)前に御仕出(出立)これあり候ゆえ、勘右衛門・与
 一兵衛儀は打ち方人数召し連れ。即時白七ツ時分より唐船見合わせ
 として沖罷り出候。同日夜に入り萩より物頭衆六ツ(午後六時)過ぎ
 に参られ候由申し来たり候ゆえ、各兩人沖より罷り帰り、即時物頭
 衆・御目付衆旅

卷物色々・沙糖・鉛・葉種之類にて候 唐人四十二人
 乗之由二候 又唐人商買茂国法次第第二相成之由申候 夫も
 人質指出候様二申掛候得ハ 国法と御座候時ハ何分二茂
 相心得候由二て 兩人差出候二付 此方伴(番)船江乗せ一同二
 罷帰 唐船江茂番船付被置候 左候而半左衛門殿より萩
 江茂右之趣 白七ツ前二御仕出有之候故 勘右衛門・与一兵衛
 儀ハ打方人数召連 即時白七ツ時分も唐船為見合
 沖罷出候 同日夜二入 萩も物頭衆六ツ過二被参候由申
 来候故 各兩人沖も罷帰 即時物頭衆・御目付衆旅

【註】

- 註1 兩人 国法といわれ二人の人質を出している。本文に記載されていないが、二人は打ち合わせ殺害されている。須佐の唐人軍―唐船打撃事件始末―によれば「兩人が唐船への鉄砲音に驚き騒ぎ立てたので、番人が縛って連れ出し、高山の蘆橋岡という所で杭に繋ぎ、九日の夜鉄砲で撃ち殺された。このことは隠密のこと」とある。
- 註2 番船 バンブネとも。海上警備の船。
- 註3 御仕出 注文の料理を調べて届けること。出前(でまき)。
- 註4 物頭 武家時代の職制で、弓組・鉄砲組などを率いる者。武頭。足輕大将。萩藩では八組が編成されており、その内の何組かが須佐に来た戦國部隊である。
- 註5 目付 大名が家臣などを観察するために置いた職制。横目。

宿江参り何茂へ相對仕 御土居引取罷居候 御目付兼重
 五郎兵衛殿宿竹内庄左衛門所見合小田平右衛門 頭衆井上
 源三郎殿宿中村権左衛門所神原兵右衛門 小笠原仁左衛門
 殿宿須山三左衛門所見合市山傳内 同夜朝六ツ前二熊野
 五郎兵衛殿・井上清右衛門殿御着 相宿にて松永右近所
 見合品川武右衛門 御代官栗屋八左衛門殿宿大か長三郎所
 見合大賀團藏 跡を添代官と國司喜兵衛殿被差出
 候 各儀同夜茂洋中罷出相詰候二付 跡を之頭衆御両
 人已下へ者 其節者旅宿へも不参候 其外大筒打・足輕

P 7

〔読み下し文例〕

宿へ参り何もへ相對仕り、御土居引き取り罷り居り候。御目付兼重
 五郎兵衛殿宿竹内庄左衛門所見合見合せ小田平右衛門、頭衆井上源三
 郎殿宿中村権左衛門所（見合見合せ）神原兵右衛門、小笠原仁左衛門殿
 宿須山三左衛門所見合見合せ市山傳内。同夜六ツ（午後六時）前に熊野
 五郎兵衛殿・井上清右衛門殿御着き。相宿にて松永右近所見合見合せ
 品川武右衛門、御代官代官栗屋八左衛門殿宿大賀長三郎所見合見合せ大賀
 團藏、跡（後）より添代官として國司喜兵衛殿差し出られ候。各儀
 同夜も洋中罷り出相詰め候に付、跡（後）よりの頭衆御兩人以下へ
 は、その節は旅宿へも参らず候。その外大筒打・足輕

註1 相對 当事者同士が直接に会って事を行うこと。

註2 見合見合せ しばらく控えて様子を見ること。

註3 代官 大名が年貢収納など蔵入地の支配に当たらせたる者。須佐は奥阿武宰判勘

場場に属していたので、その代官と添代官が来たのである。奥阿武宰判勘場
 は萩市吉部上（旧むつみ村）にあり、山口県文化財に指定されている。

奥阿武宰判勘場（おくあざさいばんかんば） 江戸時代の幕藩体制下におけ

る萩藩の郷村支配行政組織の一つとして創設された。旧むつみ村・旧須
 佐町・旧田万川町・旧阿東町・阿武町の村々を管轄地域としていた。東
 西58〜64m、北南20〜22mのほぼ長方形に造成された勘場の敷地は、
 面積約1300m²に及び、前面には高さ5mを超える石垣が残り、井戸
 や貯水池がみられる。管轄する区域を宰判といい、代官がいた場所を萩
 藩では宰判所といった。今の裁判所の由来、起源。

中ニ在リテ是者有之。粟屋八左衛門殿より只今相對仕度由被申越候事。御土居より朝夕御仕出相成候事。九日朝七ツ時。粟屋八左衛門殿より只今相對仕度由被申越候事。人即刻参り候処。密ニ被仰聞候者。唐船之儀。弥打潰之評。儀ニ相窮り候。然者其御方鉄砲之内大筒御打せ候哉。小筒斗ニてハ徹し不申物ニ候。且又打方松江那げ明松之支度仕事ニ御座候条。其御方松江茂其御用意御尤之由。御内々ニて御知せニ附。各申候者五百目・三百目・百目玉筒者萩之武具ニ添居申候条。急ニ屋敷大筒間ニ相申間敷候条。此方百目之火矢筒江玉込仕持せ可申。

P 8

中之儀者銘々宿有之 御土居より朝夕御仕出相成候事

一 九日朝七ツ時 粟屋八左衛門殿より只今相對仕度由被申越候事

人即刻参り候処 密ニ被仰聞候者 唐船之儀 弥打潰之評

儀ニ相窮り候 然者其御方鉄砲之内大筒御打せ候哉

小筒斗ニてハ徹し不申物ニ候 且又打方松江那げ明松之

支度仕事ニ御座候条 其御方松江茂其御用意御尤

之由 御内々ニて御知せニ附 各申候者五百目・三百目・百

目玉筒者萩之武具ニ添居申候条 急ニ屋敷大筒間ニ

相申間敷候条 此方百目之火矢筒江玉込仕持せ可申

【読み下し文例】

中の儀は銘々宿これあり。御土居より朝夕御仕出相成り候事。

九日朝七ツ時（午前四時）、粟屋八左衛門殿より只今相對仕り度き由

申し越され兩人即刻参り候処、密かに仰せ聞かされ候は、唐船の儀

いよいよ打（射）ち潰しの評儀に相窮り候。然らばその御方鉄砲の

内大筒御打せ候や、小筒ばかりにては徹し申さず物に候。且又打方

船へなげ明松の支度仕事に御座候条、その御方船へもその御用意

御もつとも由御内々にて御知せに付、各申し候は五百目・三百

目・百目玉筒は萩の武具に添え居り申し候条、急に屋敷（へ）大筒

間に合い申す間じく候条、此方百目之火矢筒へ玉込ませ仕り持たせ

申すべし

【註】

註1 朝夕御仕出 当時は朝夕二度の食事ですませていたのか？

註2 御方 味方。身方。自分の属する方。自分の方の仲間。

註3 此方 こちらのほう。こちら側。

註4 火矢 火を仕掛けて放つ矢。また火薬を仕掛けた兵器。こゝは「球を込ませる」とあるから弓ではない。火矢筒とは鉄砲のことか、または火薬筒の誤りか？

一 笈 13, 75 号, 百目 1375 号。笈は文とメを合わせた国字。

申候 段々御心入にて御内意御知せ忝存候通挨拶仕
 其段老寄衆へも申達候処ニ 物頭衆と相對仕度候由被
 申越候附 各兩人參候へ者御目附・物頭衆四人・伊藤
 半左衛門殿御一座にて被仰候者 唐船之儀打潰ニ相觸候
 就夫洋中備付相整申候条 得与御披見ニ而其分ニ御下
 知御尤二候由被仰聞候附 引取年寄中江茂其趣申達候
 處ニ 其節萩方も御飛脚にて此方大筒之儀申來候ニ付
 押返し兩人頭衆宿江參 只今萩も大筒之儀申來候

P 9

与存候由申候処 成程可然之由被仰候故 各儀ハ引取可
 申候 段々御心入にて御内意御知せ忝存候通挨拶仕
 其段老寄衆へも申達候処ニ 物頭衆と相對仕度候由被
 申越候附 各兩人參候へ者御目附・物頭衆四人・伊藤
 半左衛門殿御一座にて被仰候者 唐船之儀打潰ニ相觸候
 就夫洋中備付相整申候条 得与御披見ニ而其分ニ御下
 知御尤二候由被仰聞候附 引取年寄中江茂其趣申達候
 處ニ 其節萩方も御飛脚にて此方大筒之儀申來候ニ付
 押返し兩人頭衆宿江參 只今萩も大筒之儀申來候

【読み下し文例】

と存じ候由申し候処、成程然るべしの由仰され候ゆえ、各儀は引き
 取り申し候。段々御心入にて御内意御知らせ忝なく存じ候通り挨拶
 仕り、その段老寄衆へも申し達し候処に、物頭衆より相對仕り度
 く候由申し越され候に付、各兩人參り候へば、御目付・物頭衆四人・
 伊藤半左衛門殿御一座にて仰され候は、唐船の儀打(潰)ち潰しに
 相觸まり候。それについて洋中備付相整(備)い申し候条、得と御
 披見にてその分に御下知御もつとも候由仰せ聞かされ候に付、引
 き取り年寄中へもその趣申し達し候処に、その節萩よりも御飛脚に
 て此方大筒の儀申し來たり候に付、押返し兩人頭衆宿へ參り、只
 今萩より大筒の儀申し來たり候。

【註】

- 註1 段々 徐々に、しだいに。
- 註2 心入 心を用いること。気をつけること。心づかい。また、心づかいによるは
からい。
- 註3 得と 念を入れて、よく注意して。
- 註4 披見 文書などを開いてみることを。前出P5。
- 註5 下知 ゲジとも。指図すること。命令。

此方大筒式挺差出申度存候由申候へ者 頭衆被申候者
 備附茂相定候へとも 其参懸り二候時者公儀大筒
 一処二并へ御打せ可然之由二附 其通り二相親 引取
 右之様子年寄中へも申達 大筒打小国彦兵衛組松
 井平助・松原文左衛門組石川与三兵衛 尤大筒不案内
 之儀二候へ者見合と益田八郎兵衛・大谷与三・澄川弥九
 郎・波田重内被差出候事 夫を各兩人とも二三十疊
 敷引取 打方之者呼揃申聞せ候者 只今萩頭衆
 右今晚唐船打潰相成筈二候 就夫備付相調候故 見せ

P 10

此方大筒式挺差出申度存候由申候へ者 頭衆被申候者
 備附茂相定候へとも 其参懸り二候時者公儀大筒
 一処二并へ御打せ可然之由二附 其通り二相親 引取
 右之様子年寄中へも申達 大筒打小国彦兵衛組松
 井平助・松原文左衛門組石川与三兵衛 尤大筒不案内
 之儀二候へ者見合と益田八郎兵衛・大谷与三・澄川弥九
 郎・波田重内被差出候事 夫を各兩人とも二三十疊
 敷引取 打方之者呼揃申聞せ候者 只今萩頭衆
 右今晚唐船打潰相成筈二候 就夫備付相調候故 見せ

【読み下し文例】

此方大筒二挺差し出し申し度く存じ候由申し候へば、頭衆申され候
 は備え付けも相定り候へども、その参り懸りに候時は、公儀大筒一
 処に並べ御打たせ然るべしの由に付、その通りに相親まり、引き取
 り右の様子年寄中へも申し達し、大筒打ち小国彦兵衛組松井平助・
 松原文左衛門組石川与三兵衛、もつとも大筒不案内の儀に候へば見
 合わせとして益田八郎兵衛・大谷与三・澄川弥九郎・波田重内差し
 出され候事。それより各兩人ともに三十疊敷（御土居カ）引き取り、
 打ち方の者呼び揃ろえ申し聞かせ候は、只今萩頭衆より今晚唐船打
 潰し相成る筈に候。それにつき備え付け相調え候ゆえ、見せ

【註】

註1 その参り懸り 討ち潰し。

註2 公儀 萩藩のこと。

註3 不案内 大筒の扱い方を熟知していないために、補佐役をつけたのか？。

多し同業諸君も入候見候に候と云々候に凡二月
 松江相懸り申儀二候条 於洋中作廻之儀第一 敵相懸近
 鉄砲打 尤味方打無之様随分氣を付可申候 諸事各
 下知無違背遂其節可申候 相互二比度□一所懸命
 之場所之儀二候へ者 何夏茂差圖之通二相励第一 鉄炮
 之作廻無調法無之様二覚悟肝要之儀二候 追附出松
 之儀者唐松江計畧相整次第 沖方相圖有之筈二候条
 支度可仕候 左候而用意相調各兩人打方之者引連
 新左衛門所迄罷出 洋中之物音相待居候内 御家来御

P 11

被申候 因茲皆々へも入披見候 今晚愈萩頭衆一同二唐
 松江相懸り申儀二候条 於洋中作廻之儀第一 敵相懸近
 鉄砲打 尤味方打無之様随分氣を付可申候 諸事各
 下知無違背遂其節可申候 相互二比度□一所懸命
 之場所之儀二候へ者 何夏茂差圖之通二相励第一 鉄炮
 之作廻無調法無之様二覚悟肝要之儀二候 追附出松
 之儀者唐松江計畧相整次第 沖方相圖有之筈二候条
 支度可仕候 左候而用意相調各兩人打方之者引連
 新左衛門所迄罷出 洋中之物音相待居候内 御家来御

【読み下し文例】

申され候。これによつて皆々へも披見に入れ候。今晚いよいよ萩頭
 衆一同に唐船へ相懸り申す儀に候条、洋中において作廻の儀第一、
 敵相懸り近く鉄砲（敵近く相懸り鉄砲をカ）打ち、もつとも味方打ちこ
 れなき様随分氣を付け申すべく候。諸事各下知違背なくその節を遂
 げ申すべく候。相互いにこたひ□（は）一所懸命の場所の儀に候へ
 ば、何事も差圖の通りに相励み第一、鉄砲の作廻無調法これなき様
 に覚悟肝要の儀に候。追付出船の儀は唐船へ計略相整（圖）い次第、
 沖より相図これある筈に候条、支度仕るべく候。左候て用意相調い
 各兩人打ち方の者引き連れ新左衛門所まで罷り出、洋中の物音相待
 ち居り候内、御家来御

【註】

註1 作廻 やりかた。段取り。準備。用意。萩地方の方言。

不作廻 前出P5。やりかたが悪い。へたなやりかた。

註2 一所懸命 物事を命がけですること。必死。一生懸命。

船頭中へ備え立て洋中之働様、かたがた委細申し聞かせ並びに打
 方船船子どもへ唐船打(討)ち潰しの節、随分敵船間近懸け引き、
 かたがた手際克き様に仕るべき儀、その時々各より下知仕る事に候
 へども、その方も得と合点仕り居り候様にと申し聞かせ置き候。
 さてまた萩衆の儀も追々船場まで出らる。品川友哲もつとも粟屋八
 左衛門殿にも沖出られ唐船へ音物・酒肴・水三色の品々持たせ唐船
 へ参られ候。先様にて唐人受用仕り候間に計略事相澄(透)み、沖
 より粟屋八左衛門殿相図の軍扇にて招き申され候ゆえ、陸より即時
 一同に出船仕り候。その節俄に曇雷の音夥しくいたし大雨にて冷敷
 気までに相

【読み下し文例】

船頭中へ備え立て洋中の働様、かたがた委細申し聞かせ並びに打
 方船船子どもへ唐船打(討)ち潰しの節、随分敵船間近懸け引き、
 かたがた手際克き様に仕るべき儀、その時々各より下知仕る事に候
 へども、その方も得と合点仕り居り候様にと申し聞かせ置き候。
 さてまた萩衆の儀も追々船場まで出らる。品川友哲もつとも粟屋八
 左衛門殿にも沖出られ唐船へ音物・酒肴・水三色の品々持たせ唐船
 へ参られ候。先様にて唐人受用仕り候間に計略事相澄(透)み、沖
 より粟屋八左衛門殿相図の軍扇にて招き申され候ゆえ、陸より即時
 一同に出船仕り候。その節俄に曇雷の音夥しくいたし大雨にて冷敷
 気までに相

【註】

註1 かたがた なにやかやと。いずれにしても。

註2 船子 船に乗り込んで船を操る人。ふなかた。舳子。水夫。

註3 合点 承知。承諾。うなづくこと。がてん。納得の意。

註4 音物 進物。贈り物。引物(いんぶつ)。贈り物や酒・肴、水を渡し油断させた
うえで攻撃を開始するのである。

註5 冷敷気 享保11年8月9日は新暦の9月15日(例解・旧暦新暦対照表により
計算)にあたる。大雨に打たれず濡れになつた体が少し冷えたのか?。こ
の時期は雨が降れば急に強い風が吹き出し海が時化る(須佐ではオリアカリと
いう。)ときがあるので、時化れば湾内とはいえ多少波があつたと思われる。

松頭中江備立洋中之働様 旁委細申聞せ并打方船
 船子共へ唐船打潰之節 随分敵船間近懸引 旁
 手際克様二可仕儀 其時々各より下知仕事二候へ共 其方
 共得と合点仕居候様二と申聞置候 偕又萩衆之儀茂追々
 船場迄被出 品川友哲尤粟屋八左衛門殿二も沖被出唐船江
 音物・酒肴・水三色之品々持せ唐船江被参候 先様二て
 唐人受用仕候間二計略事相澄 沖より粟屋八左衛門殿
 相圖之軍扇二て招被申候故 陸より即時一同二出船仕候 其
 節俄曇雷之音夥敷いたし大雨二て冷敷氣迄二相

成候得共 一手切之備にてた那こ嶋迄備繰出 即時雨晴
 候故 大筒打始小筒迄段々唐船江打掛 申ノ下刻より
 子刻迄鉄炮打懸 夫も揚貝立候故 備段々二阿武浦之
 方江立替候 其節此方鉄炮之作廻敵船間近相懸候段
 頭衆茂挨拶にて有之候 即時陸も替筒・玉葉其外喰物
 亦參候故 此方打方之者相支廻 又同夜丑之刻も此方
 鉄炮斗にて唐船帆棚江打懸可申候 左候ハ、其内燒草
 船唐船風上より寄懸 かすかいを以唐船へ繫 燒草
 船へ火付候迄ハ鉄炮打懸申候 左候而燒草江火付候

P 13

【読み下し文例】

成り候得ども、一手切りの備えにてたなこ嶋まで備え繰り出し、即時雨晴れ候ゆえ、大筒打ち始め小筒まで段々唐船へ打ち掛け、申の下刻（午後五時）より子の刻（午前零時）まで鉄砲打ち懸け、それより貝立（垣立）を揚げ候ゆえ、備え段々に阿武浦の方へ立て替へ候。その節此方鉄砲の作廻敵船間近相懸かり候段、頭衆も挨拶にてこれあり候。即時陸より替筒・玉葉その外喰物等参り候ゆえ、此方打ち方の者相支廻、又同夜丑の刻より此方鉄砲ばかりにて唐船帆棚へ打ち懸け申すべく候。左候はばその内燒草船唐船風上より寄せ懸け、かすがいを以て唐船へ繫ぎ、燒草船へ火付け候までは鉄砲打ち懸け申し候。左候て燒草へ火付け候

【註】

- 註1 一手切り 益田家中の一手だけで備えた。切↓限定する意。・・・だけ。
- 註2 たなこ嶋 唐船絵図参照。
- 註3 垣立 「貝立いかいだて」と言われていたのか？。和船の両舷に櫓のように立てる垣。カキダツとも。
- 註4 阿武浦 唐船絵図参照。
- 註5 支廻 おわり。やめること。打ち潰しは午後五時から半日以上行われ、弾薬の補給や食事のため一端攻撃が中止された。午前一時から再び益田家中が鉄砲で攻撃を開始した。
- 註6 かすがい 建材をつなぎとめるために打ち込む両端の曲がった大釘。

及鉄砲差置用意仕候那げ明松江火を付 先一番二
 唐船江押付手く二明松を投込 七艘之船を輪二
 乗り下地仕かせき候内 諸手船も明松ともし立
 返或ハ熱湯を汲懸 焼物王れ又ハ鉄を□
 投懸 様々手迎仕候二付 此方一手之儀少引除 船を□
 二して又鉄砲稠敷打せ候處 船中茂殊外呼喚し
 防申候 夜中故 存俣二鉄砲當り候段も難計候處
 老人ハ燒草船燃候中江堅固二打落し申候故 高声

P 14

故 鉄砲差置用意仕候那げ明松江火を付 先一番二
 唐船江押付手く二明松を投込 七艘之船を輪二
 乗り下地仕かせき候内 諸手船も明松ともし立
 段々二唐船へ投込候 船中唐人不殘矢倉へ出 明松投
 返或ハ熱湯を汲懸 焼物王れ又ハ鉄を□
 投懸 様々手迎仕候二付 此方一手之儀少引除 船を□
 二して又鉄砲稠敷打せ候處 船中茂殊外呼喚し
 防申候 夜中故 存俣二鉄砲當り候段も難計候處
 老人ハ燒草船燃候中江堅固二打落し申候故 高声

【読み下し文例】
 ゆえ、鉄砲差し置き用意仕り候投げ明松へ火を付け、先一番に唐船へ押し付け手ん手に明松を投げ込み、七艘の船を輪に乗り、下地仕りかせき候内、諸手船も明松ともし立て段々に唐船へ投げ込み候。船中唐人残らず矢倉へ出、明松投げ返し或いは熱湯を汲み懸け、焼物われ又は鉄を□ 投げ懸け、様々手迎仕り候に付、此方一手の儀少し引き除き、船を□ (肩ノ橋カ) にして又鉄砲稠しく打たせ候處、船中もことの外呼喚し防ぎ申し候。夜中ゆえ、存する俣に鉄砲當り候段も計り難く候處、一人は燒草船燃え候中へ堅固に打ち落し申し候ゆえ、高声

【註】

- 註1 手ん手に 誰も彼もが明松を投げ込んだ。須佐地方の方言。
- 註2 かせき 稼ぎ?なら何を稼いだのか。
- 註3 諸手船 多数の櫓をもつ船。一説に二根櫓の速い船。
- 註4 鉄を・・・ 鉄を焼いて赤くすることと読めそうだが、鉄を焼く余裕があったとは思われない。
- 註5 呼喚 わめくこと。

とて人打落し候段叫び申し候。左候て焼き打(討)ち不
調に付、萩衆・各儀もその場を巻ほぐし詮儀仕り候内、次第(二)
夜明け候事。

十日卯の刻(午前六時)より又大筒・小筒段々に打ち懸け、船中より
唐人出、往来仕り候を度々小筒を以て打たせ、何れも一兩人も当り
候様に相見え候。その朝は船中唐人の嘆き夥しく相聞こえ候。卯の
刻より辰の刻(午前八時)まで稠しく打ち候へども、唐船替る事なく
ゆえ、萩衆の儀は一先ず旅宿へ引き取り申され候へども、各兩人の
儀は打ち方の者召し連れ洋中に相詰め候。今日中の儀は唐船には鉄

〔読み下し文例〕

にて一人打ち落とし申し候段叫び申し候。左候て焼き打(討)ち不
調に付、萩衆・各儀もその場を巻ほぐし詮儀仕り候内、次第(二)
夜明け候事。

十日卯の刻(午前六時)より又大筒・小筒段々に打ち懸け、船中より
唐人出、往来仕り候を度々小筒を以て打たせ、何れも一兩人も当り
候様に相見え候。その朝は船中唐人の嘆き夥しく相聞こえ候。卯の
刻より辰の刻(午前八時)まで稠しく打ち候へども、唐船替る事なく
ゆえ、萩衆の儀は一先ず旅宿へ引き取り申され候へども、各兩人の
儀は打ち方の者召し連れ洋中に相詰め候。今日中の儀は唐船には鉄

〔註〕

註1 巻ほぐし 鉄砲や焼草船などの作戦が不調に終わり、一端陣営を解いたのか？

討ち潰しを中断して作戦を立て直しを評議している内、朝になった。

ほぐし 結んだり縫ったりしてあるものをとき分ける。また、こり固まっ

たものをやわらげる。ほどく。

二て老人打落申候段叫飛申候 左候而焼打不調二附
萩衆・各儀も其場を巻ほぐし詮儀仕候内 次第
夜明け候事

一 十日卯ノ刻又又大筒・小筒段々ニ打懸 船中ニ唐人出
往来仕候を度々小筒を以打せ 何茂一兩人茂當り候様ニ相
見へ候 其朝ハ船中唐人ノ嘆夥敷相聞へ候 卯ノ刻辰
ノ刻迄稠敷打候へとも 唐船替支なく故 萩衆之
儀ハ一先旅宿江引取被申候へ共 各兩人ノ儀ハ打方
之者召連洋中ニ相詰候 今日中之儀ハ唐船ニ鉄

物事燒草船防之ため 艦船・桓立迄矢切之堂
 白き物を張り或いは船中へ湖を汲取 帆棚・桓立迄
 汲懸 終日防用意仕候 矢倉へ上り唐人も一圓見へ不
 申二付 此方より鉄砲も打たせ申さず候。頭衆陸において評議これ
 あり候や、夜中までも沖出られず候。その夜八ツ時(午前二時)萩よ
 り下御目付衆と相見え洋中へ出られ、各一手の備え尋ね申され候は、
 この見え懸りの船は何れの御船にて候やと尋ねられ候に付、越中よ
 り差し出し候人数の船にて候通り相答え候えば、萩頭衆何れに居ら
 れ候やと申され候に付、各儀は昼夜この場所

P 16

炮并燒草船防之ため 艦船・桓立迄矢切之堂
 め 白き物を張り或ハ船中へ湖を汲取 帆棚・桓立迄
 汲懸 終日防用意仕候 矢倉へ上り唐人も一圓見へ不
 申二付 此方より鉄砲も打せ不申候 頭衆於陸二評議
 有之候哉 夜中迄も沖不被出候 其夜八ツ時萩より
 下御目付衆と相見へ洋中江被出 各一手の備へ尋ね
 申候者 此見へ懸り之船ハ何連之御船ニて候哉与被尋
 候二付 越中より差出候人数之船ニて候通相答候へ者
 萩頭衆何ニ被居候哉与被申候附 各儀ハ昼夜此場所

【読み下し文例】

砲並びに燒草船防ぎのため、艦船(艦船)・桓(垣)立まで矢切のため、
 白き物を張り或いは船中へ湖(水)を汲み取り、帆棚・桓(垣)立ま
 で汲み懸け、終日防ぎ用意仕り候。矢倉へ上り唐人も一圓見え申さ
 ずに付、此方より鉄砲も打たせ申さず候。頭衆陸において評議これ
 あり候や、夜中までも沖出られず候。その夜八ツ時(午前二時)萩よ
 り下御目付衆と相見え洋中へ出られ、各一手の備え尋ね申され候は、
 この見え懸りの船は何れの御船にて候やと尋ねられ候に付、越中よ
 り差し出し候人数の船にて候通り相答え候えば、萩頭衆何れに居ら
 れ候やと申され候に付、各儀は昼夜この場所

【註】

- 註1 艦船 船のへさき(前)ととも(後)。
- 註2 矢切 飛んで来る矢を切りはらうこと。鉄砲や燒草船の被害を防ぐため、船の端々まで白い物を張り或いは海水を汲みかけるなどして船を守っている。
- 註3 一円 さらに。一向。全然。

右衛門尉・夜中之儀ゆえ、様子不存之由申候。左候而同夜
 八ツ過二後詰之物頭兼榑崎與兵衛殿・刺賀佐左衛門殿・
 熊谷七郎兵衛殿・三井九郎右衛門殿・御目付兒玉市之助殿、右何れ
 も陸に居られ候頭乘へ相對申され直ぐ様出船。笠松山・笹ヶ尻へ高
 提灯にて一手に備え居られ候大筒打衆も同刻に到着候事。
 十一日朝七ツ時（午前四時）萩衆出船に付、この御方老寄には益田四
 郎兵衛・石津傳左衛門・御目付松原惣兵衛、萩より差し越され候。
 吉賀又右衛門・松原利右衛門この間夜白以て度々洋中罷り出見合わ
 せ仕り候。

〔読み下し文例〕

相詰め候えは、夜中の儀ゆえ、様子不存之由申し候。左候而同夜
 八ツ（午前二時）過ぎに後詰の物頭兼榑崎與兵衛殿・刺賀佐左衛門殿・
 熊谷七郎兵衛殿・三井九郎右衛門殿・御目付兒玉市之助殿、右何れ
 も陸に居られ候頭乘へ相對申され直ぐ様出船。笠松山・笹ヶ尻へ高
 提灯にて一手に備え居られ候大筒打衆も同刻に到着候事。
 十一日朝七ツ時（午前四時）萩衆出船に付、この御方老寄には益田四
 郎兵衛・石津傳左衛門・御目付松原惣兵衛、萩より差し越され候。
 吉賀又右衛門・松原利右衛門この間夜白以て度々洋中罷り出見合わ
 せ仕り候。

P 17

相詰候得ハ、夜中之儀故、様子不存之由申候。左候而同夜
 八ツ過二後詰之物頭兼榑崎與兵衛殿・刺賀佐左衛門殿・
 熊谷七郎兵衛殿・三井九郎右衛門殿・御目付兒玉市之助殿
 右何茂陸二被居候頭乘へ相對被申直様出船。笠松山・
 笹ヶ尻江高提灯二て一手二備被居候大筒打衆も同刻
 二到着候事
 十一日朝七ツ時萩衆出船二付、此御方老寄二ハ益田四郎兵
 衛・石津傳左衛門・御目付松原惣兵衛、萩方被差越候。吉
 賀又右衛門・松原利右衛門此間以夜白度々洋中罷り出見合仕候

〔註〕

註1 後詰 応援のため後方に控えている軍勢。
 註2 笹ヶ尻 唐船繪圖参照。なお、笠松山は益田館後方の標高約100mの山で、頂
 上には磯ヶ崎城（笠松山城とも）の跡がみられる。繪圖には見当たらない。
 註3 御方老寄 益田家の年寄り。萩堀内北の總門隣の益田屋敷より出向いて来た。
 後述の褒美記録の中に益田中兵衛あり。益田四郎兵衛と同一人物であろうが、
 ここでは四郎兵衛と読んでおく。

今朝物頭衆出船三付 右之衆も先達而出船 煙瀉口ニ
 被居候 同卯ノ刻方唐船取懸 萩より之五百目・三百目・
 百目筒を以段々ニ打立申候 其間相ニ此方方之大筒も兩
 度打懸候処 頭衆も被差押笹ケ尻ニ扣居候 此方打方松者
 間ノ口ニ相備居候處ニ物頭衆各兩人被招 其元大筒此間相
 ニ御打せ可然候 且又間ノ口へも大綱引渡申度存候由被申
 候ニ付 其段船頭大か傳兵衛へ申 早速大綱引せ申候 左候而
 笹ケ尻へ乗寄大筒見合之衆へも其段申達大筒出候 小筒打
 方之儀ハ老艘衆唐船江懸近寄 船中走り廻り候唐人

P 18

今朝物頭衆出船三付 右之衆も先達而出船 煙瀉口ニ
 被居候 同卯ノ刻方唐船取懸 萩より之五百目・三百目・
 百目筒を以段々ニ打立申候 其間相ニ此方方之大筒も兩
 度打懸候処 頭衆も被差押笹ケ尻ニ扣居候 此方打方松者
 間ノ口ニ相備居候處ニ物頭衆各兩人被招 其元大筒此間相
 ニ御打せ可然候 且又間ノ口へも大綱引渡申度存候由被申
 候ニ付 其段船頭大か傳兵衛へ申 早速大綱引せ申候 左候而
 笹ケ尻へ乗寄大筒見合之衆へも其段申達大筒出候 小筒打
 方之儀ハ老艘衆唐船江懸近寄 船中走り廻り候唐人

【読み下し文例】

今朝物頭衆出船に付、右の衆も先達て出船、煙瀉口に居られ候。同
 卯の刻（午前六時）より唐船取り懸り、萩よりの五百目・三百目・百
 目筒を以て段々に打ち立て申し候。その間相に此方よりの大筒も兩
 度打ち懸り候処、頭衆より差し押さええられ笹ケ尻に控え居り候。此
 方打方船は間の口に相備え居り候処に物頭衆各兩人招かれ、其元大
 筒この間相に御打たせ然るべく候。且又間の口へも大綱引き渡し申
 し度く存じ候由申され候に付、その段船頭大賀傳兵衛へ申し、早速
 大綱引かせ申し候。左候て笹ケ尻へ乗り寄せ大筒見合わせの衆へも
 その段申し達し大筒出候。小筒打ち方の儀は一艘衆唐船へ懸け近
 寄り、船中走り廻り候唐人

【註】

註1 其元 そなた。同聲か目下に対して用いる。

至し一書指し方大谷格兵衛事唐人一人打
 ち落し申候所に、一番に指し出し候打ち方大谷格兵衛事唐人一人打
 ち落し申候。その節別して船中唐人嘆きの声大形ならず候。一
 先ず鉄砲・大筒・小筒ともに相控え、陸より焼草船唐船へ寄せ懸け
 候。萩より焼草船二艘、此方より二艘、萩よりの両艘にて唐船燃え
 出し候はば、此方よりの焼草船唐船へ寄せ懸け候には及び申さず候。
 自然燃え付き申さざる時は此方の両艘寄せ懸け申す覚悟に候。萩焼
 草舟風上より漕ぎ寄せ候得ども、こぎ船ばかりにて下知これなく、
 唐船には鱸船(鱸)に三間余りもこれある竿へ剣をすげ、又鎌をす
 げ三本出し居り、焼草船寄せ候へば突き除き申す覚悟と見へ候ゆえ、
 漕舟の

【読み下し文例】

人打たせ候所に、一番に指し出し候打ち方大谷格兵衛事唐人一人打
 ち落し申候。その節別して船中唐人嘆きの声大形ならず候。一
 先ず鉄砲・大筒・小筒ともに相控え、陸より焼草船唐船へ寄せ懸け
 候。萩より焼草船二艘、此方より二艘、萩よりの両艘にて唐船燃え
 出し候はば、此方よりの焼草船唐船へ寄せ懸け候には及び申さず候。
 自然燃え付き申さざる時は此方の両艘寄せ懸け申す覚悟に候。萩焼
 草舟風上より漕ぎ寄せ候得ども、こぎ船ばかりにて下知これなく、
 唐船には鱸船(鱸)に三間余りもこれある竿へ剣をすげ、又鎌をす
 げ三本出し居り、焼草船寄せ候へば突き除き申す覚悟と見へ候ゆえ、
 漕舟の

【註】

註1 自然 万一。

註2 すげ 挿げ。さしこむ。はめこむ。さしとおして結びつける。

P 19

打せ候所二 一番二指出候打方大谷格兵衛事唐人一人打落
 申候 其節別而船中唐人嘆おなげ之声不大形候 一先鉄砲・大筒・
 小筒とも二相扣 陸より焼草船唐船江寄せ懸候 萩を焼
 草船式艘 此方より式艘 萩を之両艘にて唐船燃出候ハ
 此方より之焼草船 唐船へ寄せ懸候ニハ及不申候 自然燃付
 不申時者此方之両艘寄せ懸申覚悟ニ候 萩焼草舟
 風上より漕寄せ候得共 こぎ船斗にて下知無之 唐船ニハ
 鱸船二三間余りも有之竿江剣をすげ 又鎌をすげ三本
 出居 焼草船寄せ候へハ突き除申覚悟と見へ候故 漕舟之

舟子共諸人あやぶみ舟寄せ兼 御目付・頭衆被申候者
 漕舟少ク故 焼草船寄せ候 其御方より之焼草船も
 寄懸候へかしと頭衆各へ被申候二付 此方焼草船ハ先
 扣居 其御方焼草船ニテ唐船焼不申時ハ 即時寄懸
 申覚悟ニ御座候由申候所ニ 兼重五郎兵衛殿被仰候者
 御下知ニテ候条寄せ懸候様ニと被申候故 御下知ニテ候ハ
 得其意候と申 五郎兵衛殿へ申候者 只今迄焼草船唐
 船江寄懸候儀 一つ連の手も御下知無之候 各儀罷出
 下知可仕哉之通申候へ者 成程可然と被申候故 勘右衛門乘

P 20

松子共諸人あやぶみ舟寄せ兼 御目付・頭衆被申候者
 漕舟少ク故 焼草船寄せ候 其御方より之焼草船も
 寄懸候へかしと頭衆各へ被申候二付 此方焼草船ハ先
 扣居 其御方焼草船ニテ唐船焼不申時ハ 即時寄懸
 申覚悟ニ御座候由申候所ニ 兼重五郎兵衛殿被仰候者
 御下知ニテ候条寄せ懸候様ニと被申候故 御下知ニテ候ハ
 得其意候と申 五郎兵衛殿へ申候者 只今迄焼草船唐
 船江寄懸候儀 一つ連の手も御下知無之候 各儀罷出
 下知可仕哉之通申候へ者 成程可然と被申候故 勘右衛門乘

【読み下し文例】

船子ども諸人あやぶみ舟寄せ兼ね、御目付・頭衆申され候は、漕ぐ
 舟少くゆえ、焼草船寄せ兼ね候。その御方よりの焼草船も寄せ懸け
 候へかしと頭衆各へ申され候に付、此方焼草船は先ず控え居り、そ
 の御方焼草船にて唐船焼け申さざる時は、即時寄せ懸け申す覚悟に
 御座候由申し候所に、兼重五郎兵衛殿仰され候は、御下知にて候条
 寄せ懸け候様にと申され候ゆえ、御下知にて候はばその意を得候と
 申し、五郎兵衛殿へ申し候は、只今まで焼草船唐船へ寄せ懸け候儀、
 いずれの手よりも御下知これなく候。各儀罷り出下知仕るべきやの
 通り申し候へば、成程然るべしと申され候ゆえ、勘右衛門乗

私焼草船綱手を取遊あそぶ唐
 船の錠綱へ結び付可申候 其上にて焼草船江火を懸焼立
 可申与申候付 各兩人一下知仕人数寄懸候へハ 跡も小筒・
 鉄炮稠敷打被申候故 働不相成勘右衛門・与一兵衛 小笠原
 仁左衛門殿へ申候者 今朝も大筒・小筒段々打懸候へとも
 唐船替儀無御座候 各儀焼草船寄懸申覚悟二候へ共
 ケ様二跡も鉄炮候而ハ漕船下知不相成と申候へ者 於拙
 者も御同意ニ存候 一下知可仕之由にて鉄炮打止候様ニと
 諸手江被申通候 其後頭衆相談にて評議替り候哉 焼草船

P 21

船綱子之内二久兵衛と申者 私焼草船綱手を取遊あそぶ 唐

船之錠綱へ結び付可申候 其上にて焼草船江火を懸焼立

可申与申候付 各兩人一下知仕人数寄懸候へハ 跡も小筒・

鉄炮稠敷打被申候故 働不相成勘右衛門・与一兵衛 小笠原

仁左衛門殿へ申候者 今朝も大筒・小筒段々打懸候へとも

唐船替儀無御座候 各儀焼草船寄懸申覚悟二候へ共

ケ様二跡も鉄炮候而ハ漕船下知不相成と申候へ者 於拙

者も御同意ニ存候 一下知可仕之由にて鉄炮打止候様ニと

諸手江被申通候 其後頭衆相談にて評議替り候哉 焼草船

【読み下し文例】

船綱子かこの内に久兵衛と申す者、私焼草船綱手を取り遊あそぶぎ、唐船の錠綱へ結び付け申すべく候。その上にて焼草船へ火を懸け焼き立て申すべしと申し候に付、各兩人一下知仕人数寄懸候へば、跡あと（後）より小筒・鉄炮稠しく打ち申され候ゆえ、働はたらき相成らず勘右衛門・与一兵衛、小笠原仁左衛門殿へ申し候は、今朝より大筒・小筒段々打ち懸け候へども、唐船替る儀御座なく候。各儀焼草船寄懸け申す覚悟に候へども、か様かさまに跡あと（後）より鉄砲候ては、漕船下知相成らずと申し候へば、拙者においても御同意に存じ候。一下知仕るべしの由にて鉄砲打ち止め候様にと諸手へ申さる通りに候。その後頭衆相談にて評議替り候や、焼草船

【註】

註1 綱子 船子。

註2 か様 このような。かくのごとき。これこれの通り。この通り。前出P4・5。

此方老寄中より大賀團藏を以て各兩人江被申越候者 只今
 之通りにて八唐船片付不申候 乍此上者唐船乗組之
 不殘風上江漕上せ候様にと下知有之 夫を御目付衆・頭
 衆茂陸江引取被申候へとも 此方一手之船ハ不殘洋中
 扣居候 八日より十一日迄之儀ハ 各兩人打方之者儀ハ昼夜
 相詰 朝夕も弁當にて洋中罷居候 且又此方船中之
 舸子と母四ツ時迄朝飯給不申及難儀候故 兩人申談
 食物之儀此方御目付松原惣兵衛申候へ者 公儀も食
 被遣 廿八人之舸子仕廻相成 別而舸子共情出候 其節
 此方老寄中より大賀團藏を以て各兩人江被申越候者 只今
 之通りにて八唐船片付不申候 乍此上者唐船乗組之

P 22

不殘風上江漕上せ候様にと下知有之 夫を御目付衆・頭
 衆茂陸江引取被申候へとも 此方一手之船ハ不殘洋中
 扣居候 八日より十一日迄之儀ハ 各兩人打方之者儀ハ昼夜
 相詰 朝夕も弁當にて洋中罷居候 且又此方船中之
 舸子と母四ツ時迄朝飯給不申及難儀候故 兩人申談
 食物之儀此方御目付松原惣兵衛申候へ者 公儀も食
 被遣 廿八人之舸子仕廻相成 別而舸子共情出候 其節
 此方老寄中より大賀團藏を以て各兩人江被申越候者 只今
 之通りにて八唐船片付不申候 乍此上者唐船乗組之

【読み下し文例】

残らず風上へ漕ぎ上せ候様にと下知これあり。それより御目付衆・
 頭衆も陸へ引き取り申され候へども、此方一手の船は残らず洋中控
 え居り候。八日より十一日までの儀は、各兩人・打ち方の者儀は昼
 夜相詰め、朝夕も弁當にて洋中罷り居り候。且又此方船中の舸子ど
 も四ツ時（午前十時）まで朝飯給へ申さず難儀に及び候ゆえ、兩人申
 し談じ食物の儀此方御目付松原惣兵衛（へ）申し候へば、公儀より
 食（物）遣わさる。二十八人の舸子仕廻相成り別して舸子ども情（情）
 出し候。その節此方老寄中より大賀團藏を以て各兩人へ申し越され
 候は、只今の通りにては唐船片付き申さず候。この上ながらは唐船
 乗り組みの

【註】

註1 給 たぶ。食べるの意。
 註2 情 せい。しょう。精のあて字として用いられる。

手立有之候而ハと被申越候故 各手ハ拔懸之仕様ニも仕苦
 敷候 委細ハ懸御目可申承と申 夫ハ老寄中船江参り石
 津傳左衛門江申候者 只今大か團藏江申候通 頭衆ハ物音
 無之内者拔懸之作廻も不相成候 愈頭衆乗組と御座
 候時者此方人数一番乗仕覚悟ニて候 追付頭衆被出乗組
 と候ハ、橋子四五脚此間ハ格別用意仕積請居候間何時も
 相成儀共ニ候 於此儀者此方御目付衆・兩人共夜前ハ申談置
 候 傳左衛門申候者頭衆茂者や乗組之覚悟ニて候哉 此方
 江大船かり申度由被申越候 拙者存候者御自分方之儀ハ其

P 23

手立有之候而ハと被申越候故 各手ハ拔懸之仕様ニも仕苦
 敷候 委細ハ懸御目可申承と申 夫ハ老寄中船江参り石
 津傳左衛門江申候者 只今大か團藏江申候通 頭衆ハ物音
 無之内者拔懸之作廻も不相成候 愈頭衆乗組と御座
 候時者此方人数一番乗仕覚悟ニて候 追付頭衆被出乗組
 と候ハ、橋子四五脚此間ハ格別用意仕積請居候間何時も
 相成儀共ニ候 於此儀者此方御目付衆・兩人共夜前ハ申談置
 候 傳左衛門申候者頭衆茂者や乗組之覚悟ニて候哉 此方
 江大船かり申度由被申越候 拙者存候者御自分方之儀ハ其

【読み下し文例】

手立てこれあり候てはと申し越され候ゆえ、各手より抜け懸けの仕
 様にも仕り苦しく候。委細は御目に懸かり申し承るべしと申し、そ
 れより老寄中船へ参り石津傳左衛門へ申し候は、只今大賀團藏へ申
 し候通り頭衆より物音これなき内は抜け懸けの作廻も相成らず候。
 いよいよ頭衆乗り組みと御座候時は此方人数一番乗り仕る覚悟に
 て候。追付頭衆出られ乗り組みと候はば橋（梯）子四・五脚この間
 より格別用意仕り積み請け居り候間、何時も相成る儀どもに候。こ
 の儀においては此方御目付衆・兩人ども夜前より申し談じ置き候。
 傳左衛門申し候は頭衆もはや乗り組みの覚悟にて候や、此方へ大船
 かり申し度き由申し越し候。拙者存じ候は御自分方の儀は、その

【註】

註1 この間 この前。以前。須佐の方言。橋子はこの前より用意し船に積んでいた
 ので、いつでも打ち潰しに使える状態にあった。

口是唐船大船も幸百石船浮居候間、陸二居候諸士
 中、唐船へ乗組之堂め洋中江可差出と存候。然時ハ拙者儀
 陸上より沙汰仕るべしと申され候ゆえ、一段然る
 べしと申し候へば、傳左衛門事、即事（時）引き取り船頭どもへ船
 用意申し渡す。それよりこの間西の浜に詰め居り候諸士中の中、五
 十三人御土居呼び寄せ申し渡し候は、唐船へ萩衆も乗り組みと相見
 へ候ゆえ、湖（水邊）にて百石船鎊り用意申し付け候間、早々乗り組
 み洋中へ罷り出るべく候通り申し聞かせ候。左候て大組・御手廻り
 の二男・三男までも銘々道具持たせ洋中罷り出候。萩頭衆・御目付
 衆も白九ツ（正午）過ぎ時に洋中へ出られ候はば、一通り大筒

P 24

御覚悟御尤二候 大船も幸百石船浮居候間 陸二居候諸士
 中唐船へ乗組之堂め洋中江可差出と存候 然時ハ拙者儀
 陸江上り其沙汰可仕与被申候故 一段可然与申候へ者 傳左
 衛門事 即事引取船頭共へ船用意申渡 夫ハ此間西之濱
 二詰居候諸士中の中 五三人御土居呼寄申渡候者 唐船
 江萩衆茂乗組と相見へ候故 湖二而百石船鎊り用意申
 付候間 早々乗組洋中江可罷出候通申聞かせ候 左候而大組・
 御手廻り之二男・三男迄も銘々道具持せ洋中罷出候 萩
 頭衆・御目附衆茂白九ツ過時二洋中江被出候ハバ 一通大筒

【読み下し文例】

御覚悟御もつとも候。大船も幸い百石船浮き居り候間、陸に居り
 候諸士中唐船へ乗り組みのため洋中へ差し出るべしと存じ候。然る
 時は拙者儀陸へ上り、その沙汰仕るべしと申され候ゆえ、一段然る
 べしと申し候へば、傳左衛門事、即事（時）引き取り船頭どもへ船
 用意申し渡す。それよりこの間西の浜に詰め居り候諸士中の中、五
 十三人御土居呼び寄せ申し渡し候は、唐船へ萩衆も乗り組みと相見
 へ候ゆえ、湖（水邊）にて百石船鎊り用意申し付け候間、早々乗り組
 み洋中へ罷り出るべく候通り申し聞かせ候。左候て大組・御手廻り
 の二男・三男までも銘々道具持たせ洋中罷り出候。萩頭衆・御目付
 衆も白九ツ（正午）過ぎ時に洋中へ出られ候はば、一通り大筒

【註】

- 註1 西の浜 唐船絵図参照。
- 註2 湖 水海 みずうみ。行政区の一つ。唐船絵図参照。
- 註3 百石船鎊り 戦國用に船を鎊装したのか？
- 註4 大組 馬上を許された広義の上級家臣で中士上等。萩藩では八組あり、二組が江戸藩邸を、その他の六組は萩城の警備を担当。別名は馬廻組。益田家の職制も独自のものを除き藩に準じていたと思われる。
馬廻 うままわり。戦国時代に生まれた武家の職制のひとつ。騎馬の武士で大将の馬の周囲（廻り）に付き添って護衛に当たったり、伝令や決戦兵力として用いられた。平時にも大名の護衛となり事務の取り次ぎなどの側近として役人的な事務を果たすこともあった。
- 註5 御手廻り 常に側近くに侍する者。主将の傍ら近く守護する兵士。右同。

相方より唐船に懸け、その間相に唐船碇綱切らせ乗組の覚悟二候所二
 唐船も右の景氣を見、時減と存候哉帆棚江火を懸
 次第及大火唐人茂火之中江飛入或ハ海中江飛込申
 候も有之候、海中之唐人ハ悉鉄砲にて生害仕候、尤鐘二て
 兩人被突候、唐人火之手相見へ候と萩江茂注進と
 松原惣兵衛六丁立之飛船二て洋中も白七ツ前出船仕候
 大公儀之飛船も此方飛船も少シ後れ出船申候へ共、鯨
 船八丁立二て候へ者、萩着之儀ハ此方飛船も少早着岸之
 由二候、當日之儀ハ須佐近郷不残石見領近辺も見物人罷出

P 25

稱敷打懸 其間相二唐船碇綱切らせ乗組之覚悟二候所二

唐船も右之景氣を見 時減と存候哉帆棚江火を懸

次第及大火唐人茂火之中江飛入或ハ海中江飛込申

候も有之候 海中之唐人ハ悉鉄砲にて生害仕候 尤鐘二て

兩人被突候 唐人火之手相見へ候と萩江茂注進と

松原惣兵衛六丁立之飛船二て洋中も白七ツ前出船仕候

大公儀之飛船も此方飛船も少シ後れ出船申候へ共 鯨

船八丁立二て候へ者 萩着之儀ハ此方飛船も少早着岸之

由二候 當日之儀ハ須佐近郷不残石見領近辺も見物人罷出

〔読み下し文例〕

稱しく打ち懸け、その間相に唐船碇綱切らせ乗組みの覚悟に候所
 に、唐船よりも右の景氣を見、時（自）減と存じ候か帆棚へ火を懸
 け、次第に大火に及び唐人も火の中へ飛び入り或は海中へ飛び込み
 申し候もこれあり候。海中の唐人は悉く鉄砲にて生害仕り候。もつ
 とも鐘（自）にて兩人突かれ候。唐人火の手相見え候と萩へも注進
 として松原惣兵衛六丁立の飛船にて洋中より白七ツ（午後四時）前出
 船仕り候。大公儀よりの飛船も此方飛船より少し後（遅）れ出船申
 し候へども、鯨船八丁立にて候へば、萩着の儀は此方飛船より少し
 早く着岸の由に候。当日の儀は須佐近郷残らず石見領近辺よりも見
 物人罷り出

〔註〕

註1 生害 殺すこと。みずから死ぬこと。自害。自殺。

註2 大公儀 萩藩のことか？

註3 萩着 須佐から萩までの所要時間は、船で四時間、石州街道を徒歩で八時間と

伝えられている。櫓が六丁立であれば時間はかなり短縮される。

濱邊山々迄も差間相見へ 尤海上之儀 其節も煙瀉口へ
 懸り居候回船數艘 沖走り船なども鉄砲之音にて
 振懸り二天神嶋辺二見物仕候 萩方御仕出船其外近浦
 方出候船入込 海陸夥敷儀共前代未聞之事二候 唐
 船半分余茂焼候て 次第阿武浦の方江流赤嶋
 江寄候節 唐船帆柱焼折候 夜二入嵐二吹出シ 又水ヶ浦
 江流出 唐船上棚焼候迄萩頭衆・御目附衆詰居
 被申候故 各兩人茂罷居 此方打方船之儀者焼亡之
 唐船取廻し見合申付候 夜四ツ時兩人替とゞ後

P 26

濱邊山々迄も差間相見へ 尤海上之儀 其節も煙瀉口へ
 懸り居候回船數艘 沖走り船なども鉄砲之音にて
 振懸り二天神嶋辺二見物仕候 萩方御仕出船其外近浦
 方出候船入込 海陸夥敷儀共前代未聞之事二候 唐
 船半分余茂焼候て 次第阿武浦の方江流赤嶋
 江寄候節 唐船帆柱焼折候 夜二入嵐二吹出シ 又水ヶ浦
 江流出 唐船上棚焼候迄萩頭衆・御目附衆詰居
 被申候故 各兩人茂罷居 此方打方船之儀者焼亡之
 唐船取廻し見合申付候 夜四ツ時兩人替とゞ後

【読み下し文例】

浜邊山々迄も差間え相見え、もつとも海上の儀、その節より煙瀉
 口へ懸り居り候回船數艘、沖走り船なども鉄砲の音にて振り懸り
 に天神嶋（雄島）辺に見物仕り候。萩より御仕出船その外近浦より
 出候船入り込み、海陸夥しき儀ども前代未聞の事に候。唐船半分
 余りも焼け候て、次第（二）阿武浦の方へ流れ赤嶋へ寄せ候節、唐
 船帆柱焼け折れ候。夜に入り嵐に吹き出し、また水ヶ浦へ流れ出
 し、唐船上棚焼け候まで萩頭衆・御目附衆詰め居り申され候ゆえ、
 各兩人も罷り居り、此方打方船の儀は焼亡の唐船取廻し見合わせ
 申し付け候。夜四ツ（午後十時）時兩人替りとして後

【註】

- 註1 振り懸り 沖を航行中の船が鉄砲の音を聞き、異様な事態に進路を須佐湾に委
えて、天神嶋（雄島）周辺で碇を降ろし、物見遊山に見物したのか。
- 註2 天神嶋 唐船絵図参照。
- 註3 前代未聞 これまでに聞いたことのないこと。多くの人々や船が須佐に押し寄
せて来たことはこれまでになかったであろう。
- 註4 阿武浦 唐船絵図参照。
- 註5 赤嶋 唐船絵図参照。
- 註6 水ヶ浦 唐船絵図参照。
- 註7 取廻し 打方船の者が交代で唐船を監視していたのか。

詰引番二人栗山左兵衛・松原文左衛門 洋中相詰候内
 一人松原文左衛門罷出候二付 勘右衛門・与一兵衛儀者洋中
 引取 萩頭衆・御目附衆二も引取被申候 両人之儀ハ
 御土居罷出老寄中相對仕 萩頭衆・御目附衆・代官伊藤
 半左衛門殿迄旅宿届相對仕 唐船打潰茂首尾能
 被任御存分 御互二珍重^{ちんじゆう}不過之奉存候与申候處二 頭衆
 頭衆御挨拶二茂此間肝要之場所 昼夜兩人御苦勞
 御働之段者難申尽候 此段者引取於萩表も物筋
 へも可申達之由被仰候 萩後詰之衆中者唐船及大火

P 27

詰引番^{ひきかん} 二人栗山左兵衛・松原文左衛門 洋中相詰候内

一人松原文左衛門罷出候二付 勘右衛門・与一兵衛儀者洋中

引取 萩頭衆・御目附衆二も引取被申候 両人之儀ハ

御土居罷出老寄中相對仕 萩頭衆・御目附衆・代官伊藤

半左衛門殿迄旅宿届相對仕 唐船打潰茂首尾能

被任御存分 御互二珍重^{ちんじゆう}不過之奉存候与申候處二 頭衆

頭衆御挨拶二茂此間肝要之場所 昼夜兩人御苦勞

御働之段者難申尽候 此段者引取於萩表も物筋

へも可申達之由被仰候 萩後詰之衆中者唐船及大火

【読み下し文例】

詰引番^{ひきかん} 二人栗山左兵衛・松原文左衛門、洋中相詰め候内、一人松原
 文左衛門罷り出候に付、勘右衛門・与一兵衛儀は洋中引き取り、萩
 頭衆・御目付衆にも引き取り申され候。両人の儀は御土居罷り出老
 寄中相對仕り、萩頭衆・御目付衆・代官伊藤半左衛門殿まで旅宿（
 届（け）相對仕り、唐船打（つ）ち潰しも首尾能く御存分に任され、
 御互いに珍重^{ちんじゆう}これに過ぎず存じ奉り候と申し候処に、頭衆御挨拶に
 もこの間肝要の場所、昼夜兩人御苦勞御働きの段は申し尽くし難く
 候。この段は引き取り萩表^{はぎ}においても物筋へも申し達すべしの由仰
 され候。萩後詰の衆中は唐船大火に及び

【註】

註1 引番 当番でないこと。非番。

註2 首尾 都合よくゆくこと。都合をつけること。

註3 珍重 めでたいこと。祝うべきこと。

註4 萩表 萩のほう。地名などと合わせて「国表」「江戸表」……。

一、此度八幡船咬口之中廣南より積み出し候。船の長さ二十二間
 程、艫軸（船軸）水際より高さ四間余り、胴の間高さ三間余り、軸に
 彩色
 候と即時萩出帆にて候。一番手の萩衆も十二日夜中より帰萩にて候。
 粟屋八左衛門殿・伊藤半左衛門殿儀は諸事跡（後）支（仕）舞まで滞
 留にて御座候。その後萩より又御目付兒玉市之助殿・刺賀佐左衛門
 殿・熊谷七郎兵衛殿差し越され、唐船惣（總）支（仕）舞までは滞留
 にて、日々水ヶ浦御出役見合わせ成られ候。此方よりも後詰商人松
 原文左衛門・栗山左兵衛事日替わりに相詰め、八月二十五日切り諸
 事仕舞相成り、萩衆残らず引き取り申され候事。
 一、比度八幡船咬口〔交趾〕の中広南より積み出し候。船の長さ二十二間
 程、艫軸（船軸）水際より高さ四間余り、胴の間高さ三間余り、軸に
 彩色

候与即時萩出帆二而候 一番手之萩衆茂十二日夜中と
 帰萩二て候 粟屋八左衛門殿・伊藤半左衛門殿儀ハ諸事跡支
 舞迄滞留二て御座候 其後萩と又御目付兒玉市之助殿・
 刺賀佐左衛門殿・熊谷七郎兵衛殿被差越 唐船惣支舞迄
 者滞留二て 日々水ヶ浦御出役見合被成候 此方と茂後
 詰商人松原文左衛門・栗山左兵衛事日替二相詰 八月廿五日
 切り諸事仕舞相成 萩衆不残引取被申候事
 一、此度八幡船咬口之中廣南より積み出し候 船之長サ式十式間
 程 艫軸水際と高さ四間余 胴之間高さ三間余 軸二彩色

【読み下し文例】

候と即時萩出帆にて候。一番手の萩衆も十二日夜中より帰萩にて候。
 粟屋八左衛門殿・伊藤半左衛門殿儀は諸事跡（後）支（仕）舞まで滞
 留にて御座候。その後萩より又御目付兒玉市之助殿・刺賀佐左衛門
 殿・熊谷七郎兵衛殿差し越され、唐船惣（總）支（仕）舞までは滞留
 にて、日々水ヶ浦御出役見合わせ成られ候。此方よりも後詰商人松
 原文左衛門・栗山左兵衛事日替わりに相詰め、八月二十五日切り諸
 事仕舞相成り、萩衆残らず引き取り申され候事。
 一、比度八幡船咬口〔交趾〕の中広南より積み出し候。船の長さ二十二間
 程、艫軸（船軸）水際より高さ四間余り、胴の間高さ三間余り、軸に
 彩色

【註】

- 註1 仕舞 仕廻。
- 註2 八幡船 室町末期から安土桃山時代にかけて、中国・朝鮮の沿岸を侵略した日
 本の海賊船を明人などが称した語。江戸時代には密貿易船の称。
- 註3 交趾 現在のベトナム北部トンキン・ハノイ地方の古名。前漢の武帝が南越を
 滅ぼして交趾郡を設置。
- 註4 船 唐船の大きさは長さ約40m、艫軸高さ水際より約7m、胴間高さ水際よ
 り約5m、握長さ約9m、碇約30cm角木碇、長さ約7m。
 一間11・81m。一尺110・303m。（歴史手帳2010、P144）

一、テ鬼面を唐草繪と合は之楳は彩色にて大鳥
 之下に相送順風と金字にてこれあり。楳の長さ五間、日本
 船楳より小楳にて内に水越しの穴六ツこれあり。碇木碇にて一尺角
 位にして長さ四間余り、うらにまた木左右へ丸どうを以て結い付け、
 そのさき鉄にて巻き候事。船主名兼宜叶。
 一、十一日未明、この御方打ち方の者の儀唐人笠着せ候。萩よりの打ち
 方も同辰の刻より唐人笠着せられ候事。

【読み下し文例】

一、テ鬼面、もつとも唐草繪取り合わせこれあり。楳は彩色にて大鳥
 の絵、その下に相送順風と金字にてこれあり。楳の長さ五間、日本
 船楳より小楳にて内に水越しの穴六ツこれあり。碇木碇にて一尺角
 位にして長さ四間余り、うらにまた木左右へ丸どうを以て結い付け、
 そのさき鉄にて巻き候事。船主名兼宜叶。
 一、十一日未明、この御方打ち方の者の儀唐人笠着せ候。萩よりの打ち
 方も同辰の刻（午前八時）より唐人笠着せられ候事。

【註】

註1 未明 夜がまだすっかり明けきらない時。

註2 唐人笠 近世の兜の一種。高くてつばの広いもの。

ニテ鬼面 尤唐草繪取合有之 楳ハ彩色ニ而大鳥之繪

其下ニ相送順風与金字ニ而有之 楳之長さ五間

日本船楳と小楳にて内ニ水越シ之穴六ツ有之 碇木碇

にて一尺角位にして長さ四間余りうらにまた木左右へ丸ど

うを以て結付 其さき鉄にて巻候事 船主名兼宜叶

一、十一日未明 此御方打ち方の者の儀唐人笠着せ候 萩よりの

打ち方も同辰ノ刻も唐人笠被着せ候事

右打漬日記 増野太兵衛方重書ニ而候 本者小原
 勘右衛門・松原与一兵衛兩人間之日記を増野家
 先祖写取相成候也

弘化二己 初夏吉日 荻野勝章写之

同繪圖

P 30

右打漬日記 増野太兵衛方重書ニ而候 本者小原
 勘右衛門・松原与一兵衛兩人間之日記を増野家
 先祖写取相成候也

打漬日記
 同繪圖
 同二付萩御賞美付

弘化二己初夏吉日荻野勝章写之

完

【讀み下し文例】

右打漬日記、増野太兵衛方重書にて候。本は小原勘右衛門・松原与一兵衛兩人間の日記を増野家先祖写し取り相成り候事。

打漬日記
 同繪圖
 同に付萩御賞美付
 弘化二己(1845)初夏吉日荻野勝章写す。

【註】

註1 重書 じゆうしよ。貴重な書類。家々に伝える重要文書。
 註2 写す 「写之」これを写す」と読めるが「之」を読まないのが普通といわれている。

唐松打漬無滞相添候二付
 大儀并公儀萩衆江
 御賞美付立

主勝章

表紙

唐松打漬無滞相添候二付

従

大儀并公儀萩衆江

御賞美付立

主勝章

右増野太兵衛所持借求
 写取

右増野太兵衛所持借求
 写取

【読み下し文例】

唐船打(討)ち漬し滞りなく相添(添)み候に付、大儀並びに公儀より萩衆へ御賞美付立

主勝章

【読み下し文例】

右増野太兵衛所持(を)借り受け写し取る。

【註】

註1 大儀並びに公儀 大儀は幕府、公儀は萩藩で萩藩士への賞美付立である。

拝領物

一 銀子貳拾枚

時服一重宛

兼重五郎兵衛

井上源三郎

小笠原仁右門

一 時服一重宛

井上清右衛門

能登五郎兵衛

P 1

拝領物

一 銀子貳拾枚

時服一重宛

兼重五郎兵衛

井上源三郎

小笠原仁左衛門

一 時服一重宛

井上清右衛門

能野五郎兵衛

【読み下し文例】

一 拝領物

一 銀子二十枚

時服一重宛

兼重五郎兵衛

井上源三郎

小笠原仁左衛門

一 時服一重宛

井上清右衛門

能(熊)野五郎兵衛

【註】

註1 拝領 もらうこと、謙讓語。主君・貴人から物をもらうこと。恩賜。頂戴。

註2 銀子 銀貨(秤量貨幣) 〓 丁銀。豆板銀。

白銀一貫目 〓 銀千目(匁)

銀目表示は、十匁までは「匁」、二十匁から端数のない場合「目」の文字を使い、端数のある場合は「匁」の文字を使う慣行があった。

銀一枚 〓 銀十兩 〓 京目四十三匁

銀貨は、五百目包・四十三匁包のように包銀として封包でも用いられた。

金銀銭三貨の公定相場(江戸幕府の公定相場)

慶長十四年(1609) 金一兩 〓 銀五十目 〓 永楽銭一貫文 〓 銀銭四貫文

元禄十三年(1700) 金一兩 〓 銀六十目 〓 銭四貫文

註3 時服 その時候にふさわしい衣服。

右唐船打潰之時分
天下ヨリ御拝領被仰
付候支

萩大公儀ヨリ拝領物覚

一 御羽織 兼重五郎兵衛
一 御紋付

一 銀拾枚宛

天下ヨリ御拝領被仰
付候支

右唐船打潰之時分

天下ヨリ御拝領被仰

付候支

萩大公儀ヨリ拝領物覚

書 但唐船支二付而

御紋付

一 御羽織 兼重五郎兵衛

一 銀拾枚宛

御目付 兼重五郎兵衛

【読み下し文例】

右唐船打(討)ち潰しの時分^{註1}天下より御拝領仰せ付けられ候事。
萩大公儀より拝領物覚書。但し唐船に付て。

御紋付

一 御羽織 兼重五郎兵衛

一 銀十枚宛

御目付 兼重五郎兵衛

【註】

註1 天下 幕府のこと。幕府より萩藩士5人に対し下賜されている。

註2 御拝領仰せ付けられ 唐船打ち潰しの功勞に対して褒美を受け取るよう幕府より命じられている。

註3 萩大公儀 萩藩のこと。益田家臣にすれば益田家が公儀で藩が大公儀、幕府が天下なのか？。

註4 紋付 紋所の付いていること。紋所を染めぬいた衣服。和服の礼服とされている。一つ紋・三つ紋・五つ紋などがある。

註5 羽織 長着の上におおひ着る、襟を折った短い衣。

物頭 井上源三郎
 同 小笠原仁左衛門
 同 井上清右衛門
 同 熊野五郎兵衛
 御紋付
 一 御小袖老ツ宛
 御目付 児玉市之亮

物頭 井上源三郎
 同 小笠原仁左衛門
 同 井上清右衛門
 同 熊野五郎兵衛
 御紋付
 一 御小袖老ツ宛
 御目付 児玉市之亮

物頭 井上源三郎
 同 小笠原仁左衛門
 同 井上清右衛門
 同 熊野五郎兵衛
 御紋付
 一 御小袖老ツ宛
 御目付 児玉市之亮

【読み下し文例】

物頭 熊谷七郎兵衛
 同 刺賀佐左衛門
 一 御小袖老ツ銀拾枚
 御代官 栗屋八左衛門

物頭 井上源三郎
 同 小笠原仁左衛門
 同 井上清右衛門
 同 熊野五郎兵衛
 御紋付
 一 御小袖一ツ宛
 御目付 児玉市之亮(助)
 物頭 熊谷七郎兵衛
 同 刺賀佐左衛門
 一 御小袖一ツ銀十枚
 御代官 栗屋八左衛門

【註】

註1 小袖 袖口の小さい垂領(たりくび)の着物。
 垂領 正面のえりの左側と右側を垂らし引き違えて合わせる着用法。

一 御小袖壹ツ銀七枚

江崎在番 伊藤半左衛門

一 銀七枚宛

郡司源太夫

大筒

中村新右衛門

一 同五枚

郡司權助

一 金子三兩

唐船方 渡辺新右衛門

一 御小袖壹ツ銀七枚

江崎在番 伊藤半左衛門

一 銀七枚宛

郡司源太夫

大筒 中村新右衛門

郡司權助

一 同五枚

郡司源七

一 金子三兩

唐船方 渡辺新右衛門

【読み下し文例】

一 御小袖一つ銀七枚

江崎在番 伊藤半左衛門

一 銀七枚宛

郡司源太夫

大筒 中村新右衛門

郡司權助

一 同五枚

郡司源七

一 金子三兩

唐船方 渡辺新右衛門

【註】

註1 金子 金貨。

小判一兩 \parallel 四分 \parallel 十六朱 一分 \parallel 四朱

金千疋 \parallel 小判二兩二分 金百疋 \parallel 一分 金五十疋 \parallel 二朱

永錢勘定

小判一兩 \parallel 永一貫文 一分 \parallel 永二百五十文 一朱 \parallel 六十二文五分

金貨の歩・文が四進法なので、これを十進法に読み変えるのが永錢勘定。

大判十兩 \parallel 小判七兩二分 (相場により若干の変動がある。)

金一枚 \parallel 黄金一枚 \parallel 大判十兩 \parallel 京目四十四匁

量目 品物の目方。はかりめ。かけめ。

一日貳兩

日渡 根長源七

一 根三枚

添代官 国司喜兵衛

一金子貳支

御手本目付 柏村半右衛門

一 根貳枚宛

御船頭 根長左衛門

陸目付 大谷十左衛門

同 高橋又左衛門

P 5

一 同貳兩

同添役 榑崎源七

一 銀三枚

添代官 国司喜兵衛

一金子貳兩

御手本目付 柏村半右衛門

一 銀貳枚宛

御船頭

陸目付

同

□根長左衛門

大谷十左衛門

高橋又左衛門

【読み下し文例】

一 同二兩

同添役

一 銀三枚

添代官

一金子二兩

御手本目付

一 銀二枚宛

御船頭

陸目付

同

榑崎源七

国司喜兵衛

柏村半右衛門

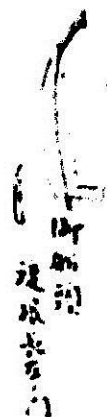
□(後^註)根長左衛門

大谷十左衛門

高橋又左衛門

【註】1 安政年間の萩藩給禄帳に「中船頭・後根平左衛門」あり。うしろね。

唐船絵図参照。



下代 白金壹百五十匁

陸目附 光田喜左衛門
川村伊右衛門
内藤弥右衛門

大筒

一 銀五枚宛
櫻井権右衛門
柳井左源太
郡司権兵衛

下代 白倉與三

一 金貳百貳匁

陸目附 光田喜左衛門
川村伊右衛門
内藤弥右衛門

一 銀五枚宛

大筒 櫻井権右衛門
柳井左源太

【読み下し文例】

木山 作弥
郡司権兵衛

下代 白倉與三

一 金貳百貳匁

陸目附 光田喜左衛門
川村伊右衛門
内藤弥右衛門

一 銀五枚宛

大筒 櫻井権右衛門
柳井左源太
木山 作弥
郡司権兵衛

【註】

註1 一疋 匹。銭を数える語。古くは鳥目(ちようもく)十文を一疋とし、後に二十

五文を一疋とした。百文を十疋、一貫文を百疋とし旧銀貨一分にあてて

鳥目 中に孔があつて、その形が鳥の目に似ていることから。銭の異称。

銭貨

銭一貫文 銭千文

銭百疋 銭百文 銭十疋 銭百文 銭一疋 銭十文

註2 陸 徒(くがち(陸地))の略「かち」の意が転じて。中世・近世、徒歩で

行列の先導をつとめた侍。小身の侍。かちさむらい。徒士とも書く。↓徒組。

一 銀四拾目宛

郡司貞八

井上源三郎組肝煎

与三兵衛

小笠原仁左衛門組肝煎

弥左衛門

井上清右衛門組肝煎

弥兵衛

熊野五郎兵衛組肝煎

利右衛門

P 7

一 銀四拾目宛

郡司貞八

井上源三郎組肝煎

与三兵衛

小笠原仁左衛門組肝煎

弥左衛門

井上清右衛門組肝煎

弥兵衛

熊野五郎兵衛組肝煎

利右衛門

小笠原仁兵衛組

和太門

神太

井上源三郎組

久米太

平治太

熊野五郎兵衛組

孫七

小笠原仁左衛門組

嘉右衛門

同

神右衛門

井上源三郎組

久米右衛門

同

平治兵衛

熊野五郎兵衛組

孫七

坐屋五郎兵衛組

付上

右須佐浦

七

右須佐浦・唐舟

打拂之節

骨折候付

一日三拾目宛

井上源三郎組

十一人

栗屋六郎兵衛組

傳左衛門

榎崎与兵衛組

七郎右衛門

右於須佐浦唐舟

打拂之節 別而相勤

骨折候付 被遣□之

一 同三拾目宛

井上源三郎組

十一人

【読み下し文例】

栗屋五郎兵衛組

傳左衛門

榎崎与兵衛組

七郎右衛門

右須佐浦において唐舟(船)打(討)ち払いの節、別して相勤め骨折候に付、遣わさる。

一 同三十目宛

井上源三郎組十一人とこれあり候へども、

【註】

註1 舟 小ぶね。手でこぐ小型のものに使うことが多い。

折敷之節 骨折候二付

右於須佐浦唐舟

打拂之節 骨折候二付

石お須佐浦唐舟

打拂之節 骨折候二付

一

一日拾貳日

熊谷七郎兵衛組

六人

刺賀佐左衛門組

肝煎其外指引

相成筈二付 其数不

相知 小笠原仁左衛門組

熊野五郎兵衛組

右於須佐浦唐舟

打拂之節 骨折候二付

遣之

一 同拾貳日

熊谷七郎兵衛組

六人

刺賀佐左衛門組

【読み下し文例】

肝煎その外指し引き相成る筈に付、その数相知れず。

小笠原仁左衛門組

熊野五郎兵衛組

右須佐浦において唐舟（船）打（討）ち払いの節、骨折り候に付、
遣わす（遣わさる）。

一 同十二日

熊谷七郎兵衛組

六人

刺賀佐左衛門組

【註】

註1 肝煎 周旋する人。世話する人。名主・庄屋などの異称。

右於須佐浦唐舟
打拂已後為アリ七郎兵衛・
佐左衛門被指出候節 骨折
候ニ付 被遣之
銀四拾目宛

六人

右須佐浦唐舟
打拂已後為アリ七郎兵衛
佐左衛門被指出候節
骨折候ニ付被遣之

一 須佐浦唐舟

木梨右衛門八組

弥三左衛門

同

四郎左衛門

【読み下し文例】

六人

木梨右衛門八組

弥三左衛門

同

四郎左衛門

右須佐浦において唐舟（船）打（討）ち払い以後、しまりのため七郎兵衛・佐左衛門指し出られ候節、骨折り候に付、遣わさる。

銀四十目宛

木梨右衛門八組

弥三左衛門

同

四郎左衛門

招請(とまね)組

吉郎

右須佐浦唐舟

骨折候付 被遣之

骨折候付 被遣之

一日(いちにち)夜(よ)目(め)宛(あて)

木梨(きなし)右(みぎ)衛(ゑ)門(かど)八(や)組(ぐみ)

神(かみ)兵(へい)衛(ゑ)

市川(いちがわ)三(さん)左(ひだり)衛(ゑ)門(かど)組(ぐみ)

奥(おく)右(みぎ)衛(ゑ)門(かど)

榎崎(えのさき)与(と)兵(へい)衛(ゑ)組(ぐみ)

吉郎(きちろう)右(みぎ)衛(ゑ)門(かど)

右(みぎ)於(お)須(す)佐(さ)浦(うら)唐(たう)舟(ふね)

打(うち)拂(はら)之(の)節(せつ) 別(わか)而(ら)相(あ)働(と)働(と)

骨(ほね)折(お)候(こう)付(づ) 被(お)遣(つか)之(の)

同(どう)三(さん)拾(しゅう)目(め)宛(あて)

木梨(きなし)右(みぎ)衛(ゑ)門(かど)八(や)組(ぐみ)

神(かみ)兵(へい)衛(ゑ)

市川(いちがわ)三(さん)左(ひだり)衛(ゑ)門(かど)組(ぐみ)

奥(おく)右(みぎ)衛(ゑ)門(かど)

【読み下し文例】

榎崎(えのさき)与(と)兵(へい)衛(ゑ)組(ぐみ)

吉郎(きちろう)右(みぎ)衛(ゑ)門(かど)

右(みぎ)須(す)佐(さ)浦(うら)に(お)い(て)唐(たう)舟(ふね) (船) 打(うち) (討) ち(か)い(の)節(せつ)、別(わか)し(て)相(あ)働(と)働(と)き(骨) 折(お)り(候)に(付)、遣(つか)わ(さ)る(。

同(どう)三(さん)拾(しゅう)目(め)宛(あて)

木梨(きなし)右(みぎ)衛(ゑ)門(かど)八(や)組(ぐみ)

神(かみ)兵(へい)衛(ゑ)

市川(いちがわ)三(さん)左(ひだり)衛(ゑ)門(かど)組(ぐみ)

奥(おく)右(みぎ)衛(ゑ)門(かど)

三井九郎右衛門組

右同断之節 骨折
候付 被遣之

熊谷七郎兵衛組

右粟屋八左衛門・

伊藤半左衛門手子付之分

吉左衛門

【読み下し文例】

井上清右衛門組

三井九郎右衛門組

安右衛門

助七

熊谷七郎兵衛組

吉左衛門

井上清右衛門組

助七

右同断之節、骨折り候に付、遣わさる。

右粟屋八左衛門・

伊藤半左衛門手子付之分

三井九郎右衛門組

安右衛門

熊谷七郎兵衛組

吉左衛門

井上清右衛門組

助七

完

前ページまでは萩衆(萩藩士)への褒美記録でした。では一番の働き者である須佐衆(益田家臣)への褒美はなかったのでしょうか。東京部会の城一昭人氏よりメールでいただいた資料「殿様より・・・」の中に、次のようにありますので原文のまま紹介します。なお、資料行方不明とのことです。

(前略)

右の外、三原・野頭・須佐庄屋・年寄、浦中へも物遣わされこれ有り候事

右に付き、御家来へ殿様より拝領仰せ付けられ覚

銀子五枚宛

益田中兵衛

石津伝右衛門

小国彦兵衛

銀子三枚宛

小原勘右衛門

松原与一兵衛

松原惣兵衛

吉賀又右衛門

大谷与三

益田八郎兵衛代

澄川弥九郎

波田重内

右の老■に付き、旦那様より拝領仰せ付けられ覚

御羽織老つ宛

益田中兵衛

御上下一、銀子老枚

銀子老枚宛

石津伝右衛門

小国彦兵衛

松原惣兵衛

吉賀又右衛門

小原勘右衛門

松原与一兵衛

松原文左衛門

栗山左兵衛

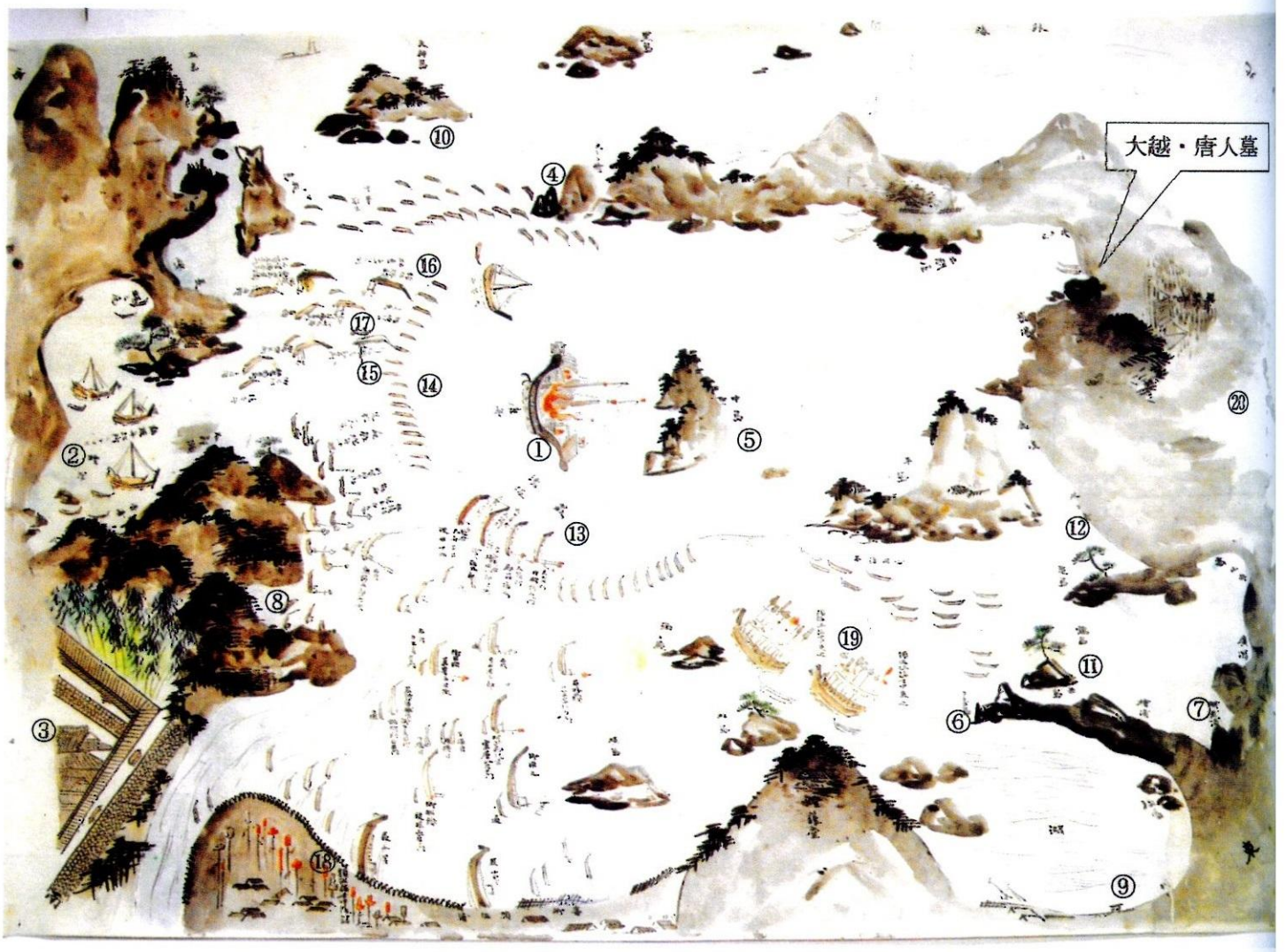
大谷与三

波田重内

澄川弥九郎

益田八郎兵衛

金子老両



唐船絵図 (写本：近藤安弘氏所蔵)

①唐船 ②煙漏 ③御土居 (益田館) ④大くり崎 (現在は黒岩のハナと称す。) ⑤中島 (現在は弁天島とも。) ⑥たなご島 ⑦阿武浦 ⑧笹ヶ尻 ⑨水海 (ナンバー下の島居は白山宮神社 (現須佐駅周辺カ)) 参道入り口の島居と思われる。) ⑩天神島 (現在は雄島とも。右隣の島が黒島。) ⑪赤島 (現久原波止場の一角にある。) ⑫水ヶ浦 (隣の島は平島または依島とも。) ⑬萩大筒打・須佐大筒打 ⑭萩鉄砲船 (足軽2人乗)・須佐打方 (3人乗) ⑮須佐組頭小原勘右衛門 ⑯須佐組頭松原与一兵衛 ⑰江崎在番所伊藤半左衛門 ⑱須佐諸士中後詰・西の浜 (現在は浜にあった横島・鵜の瀬・松島は埋め立てられ漁港になっている。) ⑲須佐休諸士中集込 ⑳高山 (北の高い山の突端が高山崎と思われる。実際はもっと北側で江崎港にも近い位置にある。)

公儀と御内輪江御沙汰之覚



凡例

一、〈原則〉全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を表記する。

◇原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り常用漢字を使用する。

◇異体字は常用漢字を用いる。(例) **リ** **ト** (等)、**支** (裏)、**込** (込)

◇変体仮名は原文通りとする。(例) **||** 者 (は)、**幾** (き)、**茂** (も)、**与** (と)、**尔** (に)、**江** (え)、**之** (の)、**而** (て)、**連** (れ) など。

◇助詞も原文通り表記する。

◇活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。
ヨリ、より、ニテ、二而(二て)、**候** (共)、**候** (共)、二付

ヨリ、トモ、トキ、として (ト)、など。

◇繰り返し戻しの表記 **〈漢字〉** **〈シマタ、〈仮名〉** **〈二字以上〉**

一、文字の大きさ

◇助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表記する。

◇返り点は使用しない。代わりに離読箇所にはヨミのルビを打つ。

◇以上はHPにヨミを二表記する場合、離書きを横書き表記に変更する場合などに生じる諸問題を回避する為である。

一、誤字、誤記、衍字、あて字など

◇右傍に正字をルビで示し(×カ)とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換える。

◇意味不明の場合は(ママ)を付す。

◇あて字には正字でルビを打つ。

◇重複(衍字)の場合は(衍カ)と注記する。

一、欠字、虫損、その他判断不能箇所

◇欠字は□で表す。字数が確認出来るときは□□で文字数だけ□で埋める。字数が判らないときは□で示す。推測可能な欠字は□に推測文字のルビを打ち(×カ)と表記する。

◇判断不能箇所は□ないし□で示す。

◇虫損・破損で判断できない箇所も同様とし虫損とする。

◇推測箇所は同じく□で示し、右傍に(…カ)と注記する。

一、抹消部分

◇抹消部分は読解しない(含、見せ消ちや抹消文字の横に//を付けた場合など)

一、氏名・地名など固有名詞の連記には中黒(・)を付け区分する。

一、朱書、後筆、付箋など

◇該当部分を「で囲み、封紙ウワ書、端書き、端書、裏書、朱書、裏書、後書、付箋、通紙、封紙などと注記して表記する。

一、花押・印章など

◇花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは(印)で表す。

一、注釈

◇人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、特殊な表記などの説明には「注X」を付け頁毎に脚注を付ける。

◇長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

◇西暦年数、時刻など簡単な補注は注釈代わりに適宜ルビを付ける。

◇削り注は原文通りに表記する。

一、出典、参考文献

◇出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。HPはURLを表記する。

◇参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。

以上

後、浦江の船漂流之節

北浦江異國船漂流之節
手當之儀者兼而御沙汰之旨
弥以怠有之間敷事
但領分境より奈古村切通シ迄之間ハ
児玉百合八郎・榎本遠江・益田隼人
知行所有之事ニ付 柜応人数
差出候様御沙汰相成候 然共人数及
不足儀茂可有之ニ付 須佐領より
人数指出 申合取計可有之候 若
其領内ニおゐて及異議節 右面々
よりも遂加勢候様 其沙汰相成
候条 令一和申談肝要之事

増野家文書 整理番号 12袋五

公儀より御内輪江御沙汰之覚

北浦江異國船漂流之節

手當之儀者兼而御沙汰之旨
弥以怠有之間敷事

但領分境より奈古村切通シ迄之間ハ
児玉百合八郎^キ・榎本遠江^マ・益田隼人^サ
知行所有之事ニ付 柜応人数
差出候様御沙汰相成候 然共人数及
不足儀茂可有之ニ付 須佐領より
人数指出 申合取計可有之候 若
其領内ニおゐて及異議節 右面々
よりも遂加勢候様 其沙汰相成
候条 令一和申談肝要之事

* 1 児玉百合八郎=寄組。2,243石。奥阿武惣郷、小郡下津令、前大津三郎、先大津新別名大迫内大原 等。
* 2 榎本遠江=寄組。2,234石。榎本親信(文政6.09.04没)。吉田津布田、舟木木田、美祿赤村、奥阿武宇田等。
* 3 益田隼人=寄組。1,086石。益田就雄(文政10.04.12没)。奥阿武木与、小郡小侯。

一 沖合船見請候節ハ 其所より早速
 萩被注進 尚御代官所・御番所
 江茂可被申達候事
 一 異船見懸候歟 又者御代官所キ
 御番所役キより物音キ有之候節ハ 孰
 にも早速居合之人数并有合之
 大筒・小筒等差出 海手警固
 可有之候事
 但人数并鉄炮数等成丈多く
 手當之事
 付り 獵師其外地下人杯相加へ
 候儀も勝手次第不苦候 何分
 人数不被見透様相備 兎角
 耳目を驚し候心得專一之事
 一 沖合船見請候節ハ 其所より早速
 萩被注進 尚御代官所・御番所
 江茂可被申達候事
 一 異船見懸候歟 又者御代官所キ
 御番所役キより物音キ有之候節ハ 孰
 にも早速居合之人数并有合之
 大筒・小筒等差出 海手警固
 可有之候事
 但人数并鉄炮数等成丈多く
 手當之事
 付り 獵師其外地下人杯相加へ
 候儀も勝手次第不苦候 何分
 人数不被見透様相備 兎角
 耳目を驚し候心得專一之事

* 1 御代官所=吉部(きべ)の奥阿武代官所。

* 2 御番所=江崎の番所。

* 3 物音=知らせ。

一 萬一異船より致上陸 手向候様
 相見候ハ、勿論防方可有之候 無
 左内者 場所警固之心得最ニ候事
 但諸給領思ひく二無之候様
 互ニ助合候儀 可為肝要候事
 一 注進之上 萩より御人数被差出候ハ、
 何分任指圖 令進退候様可有
 之候事
 一 朝鮮船之儀者 毎度漂流

付り 出張之節武具用意勿論
 二候へ共 先者陳羽織チウウヂ或は
 獺支度・火事支度等二而
 可然候事

*陳羽織=陣羽織。

有之唐船等も別二年漂流有之
事二候条 率忽荒増之作廻
有之間敷事

右急場為心得申達候 此外何分
時宜二随ひ取計可有之 尤地下
人心得等之儀 御代官所へ御沙汰
相成候事

文化四丁卯
七月

右之通り公儀^まより御内輪江御沙汰
相成候^ま

有之唐船等も別二年漂流有之
事二候条 率忽荒増之作廻
有之間敷事

清内輪の御沙汰

* 1 別二=別而?
* 2 公儀=萩本藩。
* 3 □=「控」の異体字。手偏に只と書かれている。「様」ではないかという異見もある。